

第2次甲賀市多文化共生推進計画

令和2年（2020年）5月

令和8年（2026年）8月（改定版）

甲 賀 市

目 次

序章 総論

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の進捗管理	2
5 SDG s の推進	2

第1章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの取組からみえる課題	3
------------------	---

第2章 基本理念とめざす多文化共生社会の姿

1 基本理念	6
2 甲賀市がめざす多文化共生社会の姿	6
3 計画の対象者	7
4 計画の体系	8
5 基本目標と取組内容	9
6 計画の指標設定と進行管理	23

資料編

1 甲賀市の外国人人口の状況	24
2 甲賀市市政に関する意識調査結果	30
3 多文化共生推進計画にかかる市内外国人対象アンケート調査結果	36
4 甲賀市多文化共生推進委員会名簿（令和7年度（2025年度））	45
5 甲賀市多文化共生推進庁内チーム委員（令和7年度（2025年度））	46

序章 総論

1 計画の趣旨

社会・経済のグローバル化、少子高齢化や人口減少など社会環境が激しく変動する中で、日本に暮らす外国人は現在 395 万人を超え、過去最多となっています。製造品出荷額県内 18 年連続第 1 位を誇り、高度な技術のものづくり企業が集まる甲賀市においては、ベトナムやインドネシアなど東南アジア地域からの技能実習生等が増加しており、本市に在住する外国人は令和 7 年（2025 年）12 月末に 4,900 人を超えました。近年の永住・定住の傾向の高まりを鑑みると、外国人を一時的な滞在者としてではなく、従来の外国人支援の視点を超えて、地域における生活者として認識する視点が必要であり、今後は、国籍に関わらず甲賀市で生活する誰もが将来に希望をもつことができるまちづくりを行う必要があります。

国においては、「外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を促進する。」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）」平成 30 年（2018 年）12 月）との認識のもと、平成 31 年（2019 年）4 月から新たな外国人材受入のための在留資格¹（特定技能）²が創設され、また、同年 6 月には外国人が日常生活及び社会生活を日本人と共に円滑に営むことができる環境の整備に資することを目的に、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行されました。また、令和 6 年（2024 年）には入管法等の改正により「技能実習」制度の廃止、「育成就労制度」³の創設と合わせて「特定技能制度」⁴も見直しが行われるなど、外国人を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今後も更なる多国籍化の進展や、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人市民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

甲賀市においては、平成 22 年度（2010 年度）に「甲賀市国際化推進計画」を策定し、平成 27 年（2015 年）には、国際化推進計画をより実効性の高いものとするため「甲賀市多文化共生推進計画」へと改定、令和 2 年（2020 年）には第 2 次多文化共生推進計画を策定しました。

今回の見直しにおいては、多文化共生社会の実現と併せ、近年の社会情勢や本市の外国人市民の状況を踏まえ、本市が外国人にとって住み続けたいまちとなるために、より実情にあった計画へと見直しを行います。

¹ 在留資格 外国人が日本に合法的に滞在し、特定の活動を行うことができる資格。

² 特定技能 人で不足が深刻な産業分野で、一定の専門性や技術をもつ外国人を受け入れるための日本の新しい在留資格。

³ 育成就労制度 人手不足が深刻な特定産業分野で外国人材を育成・確保するための新しい制度。2027 年 6 月までに施行予定。

⁴ 特定技能制度 人手不足の解消を目的に、特定の産業分野で専門的・技術的な知識や経験をもつ外国人が日本で働けるように創設された在留資格制度。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次甲賀市総合計画」に基づく計画であり、総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン（第3次改定版）」（令和2年（2020年）9月）及び「滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）」（令和7年（2025年）3月）と整合を図り策定します。また、外国人市民が地域の担い手となり、甲賀市の一員として共にまちづくりを進めていく観点から、行政や市民、各種団体等の各主体が取り組む方向性を示す指針として位置づけます。

3 計画の期間

本計画は、第2次甲賀市総合計画の計画期間と合わせ、令和2年度(2020年度)から令和10年度(2028年度)までを計画期間としますが、第3次多文化共生推進計画(令和11年度(2029年度)～)を見据えた計画として改定します。また、期間内であっても必要に応じて見直しを行い、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応します。

4 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、毎年度甲賀市多文化共生推進委員会⁵及び庁内多文化共生推進チーム⁶において会議を開催し、各所管課から取組内容についてその進捗状況の報告を行うこととします。

5 SDG s の推進

SDG s（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする、国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDG sの経済、社会、環境の三側面を総合的に捉え、「誰一人取り残さない」という理念は、多文化共生の目標でもあり、単なる「外国人支援」ではなく、持続可能な社会づくりに不可欠な要素となるため、SDG sの達成に向けた取組を推進します。



⁵ 甲賀市多文化共生推進委員会 多文化共生推進計画の策定及びその推進について調査、審議する甲賀市附属機関のひとつ。学識経験者、外国人市民、各種団体、市内企業関係者などで構成される。

⁶ 庁内多文化共生推進チーム 多文化共生社会の実現に向けた取組を推進するための市役所内の関係部署のメンバーで構成された庁内チーム。

第1章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの取組から見える課題

令和2年（2020年）に策定した現計画では、以下のとおり3つの基本目標を掲げてその実現に向けて具体的な施策を進めてきました。その取組から見えてきた課題は次のとおりです。

目標1 地域におけるコミュニケーションの充実

【施策の方向】

- （1）ニーズに合わせた日本語学習機会の提供
- （2）多言語による情報伝達手段の確立

<成果>

- （1）県内市町として初めて「多文化共生センター」を設置し、「外国人相談窓口」「日本語教室」「外国にルーツをもつ子どもの学習支援」の3事業を展開しました。
- （2）新たにゼロ初級者向け日本語教室を開設するなど、学習者のレベルに合わせた多様な学びの場を提供することができました。
- （3）外国人市民に必要な情報が入手できるよう、16言語に対応できるタブレット（電話通訳）を導入するとともに、「やさしい日本語」の理解促進に努めました。
- （4）ベトナム国籍の市民の増加に伴い、新たな外国人相談員を雇用しました。

<課題>

- （1）日本語学習を希望する外国人市民が多様化しており、開催日時や水口町以外の地域における学習の場を確保するとともに、新たな指導者（ボランティア）の育成、確保が必要です。
- （2）ゴミ出しや騒音など文化の違いに起因するトラブルが顕在化するとともに、外国人市民、日本人市民からの相談内容において、深刻なケースが増加しています。

目標 2 安心して暮らせるまちづくりの推進

【施策の方向】

- (3) ライフステージに合わせた切れ目のない支援
- (4) 災害時に安心できる体制の構築

<成果>

- (1) 乳幼児期における必要な情報を多言語化し、情報発信を強化するとともに、多言語対応の電子母子手帳を導入しました。
- (2) 学齢期においては、日本語を話すことができない外国人児童の増加に対応するため「第2かわせみ教室（日本語初期指導教室）」を開設しました。
- (3) これまで土曜日にボランティアベースで開催してきた「外国にルーツをもつ子どもの学習支援教室」について、多文化共生センターにおける平日（放課後）開催を開始しました。
- (4) 高校進学に係る進路指導や、将来に向けたキャリア形成について考える機会として、進路ガイダンスを開催しました。
- (5) 市内企業における人材不足に対応するため、甲賀市工業会の協力のもと、外国人就労に係るセミナーを開催しました。

<課題>

- (1) 依然として外国人市民の居住先について、オーナーや不動産会社、地域住民の理解が得られないケースがあり、入居に係るサポート体制の構築が求められます。
- (2) 外国にルーツをもつ児童生徒の受け入れ方法や各種団体等の役割分担が不明確であり、日本語指導などのノウハウが共有できておらず、学校現場で不安を感じています。
- (3) 外国人市民（特にブラジル国籍）の高齢化が進みつつあり、福祉、医療、介護に係る情報提供や多機関連携による支援体制の構築が必要となっています。
- (4) 「災害時多言語情報センター」の設置・運営マニュアルの実効性に課題があり、災害時外国人支援に協力する人材の育成と、情報伝達のネットワークを形成しなければなりません。
- (5) 令和6年（2024年）1月1日に発生した能登半島沖地震において、日本語の理解が困難な外国人は、避難所開設、物資の配給時間などの情報を正しく受け取れなかったり、食生活や共同生活における文化的な違いが、日本人、外国人の双方に深刻なストレスを与え、トラブルのもととなりました。これら教訓を踏まえ、避難所における外国人受入環境の整備（準備）が必要となっています。

目標 3 互いに支え合う多文化共生のまちづくり

【施策の方向】

- (5) 多文化共生社会に向けた意識啓発
- (6) 多様性を活かした地域づくり

<成果>

- (1) 出前講座や多文化交流イベント、中学生国際交流事業、市民訪問団の受け入れなどを実施し、相互理解に努めました。
- (2) 地域主体による外国にルーツをもつ子どもの学習支援教室（伴谷地域：4 か所）が開設されました（夏休み及び冬休みの期間中）。

<課題>

- (1) 47 か国 29 言語の外国人市民とのコミュニケーションを図るため、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語以外の言語の翻訳体制の構築や、やさしい日本語のさらなる普及啓発が必要です。
- (2) 行政窓口及び手続きにおける「やさしい日本語」の普及が不十分です。
- (3) 社会情勢や時代背景の変化を踏まえ、中学生国際交流などを含めた「今日的な国際交流のあり方」を再考する時期を迎えています。
- (4) 外国人市民の居住先が市内で散在するなか、地域ごとに子ども学習支援教室等が開催されるなど、モデルケースの横展開が必要です。

第2章 基本理念とめざす多文化共生社会の姿

基本理念は前計画を引き継ぐものとし、本市がめざす多文化共生社会の姿については、多文化共生をめぐる環境の変化をふまえ、以下のように設定します。

1 基本理念

すべての市民がお互いの文化や生活習慣などにふれ、理解し合いながら、国際感覚を養い、市民や企業、団体、行政が一体となって誰もがまちづくりに参画し、共に築き持続的に発展するまちをめざします。

お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり

2 甲賀市がめざす多文化共生社会の姿

人口減少と少子高齢化が急速に進展する一方、甲賀市の外国人人口は増加の傾向をたどっており、本市が日本人だけでなく外国人にとっても「住み続けたいまち」となり、また、外国人が本市を構成する一員として地域で活躍できるようになることが、将来に向けた持続可能なまちづくりをめざすうえで必要です。

このことを踏まえ、外国人市民が日本語や日本文化、生活ルール等を学ぶ環境を整備し、すべての市民が、お互いの文化を尊重するとともに、同じ地域で互いに支え合う対等な関係を築き、多様性を活かして活躍できる多文化共生社会の実現をめざします。

すべての市民が国籍や民族などのちがいににかかわらず、

- ① 同じ地域で共に生き、互いに支え合う関係であることを認識しています。
- ② 個性や能力を十分に発揮し、多様性に富んだ社会に参画しています。
- ③ ライフステージに応じた支援を受け、安心して暮らしています。

3 計画の対象者

本計画は、国籍や民族などのちがいかかわらず、共に生きていく地域社会の一員としてみんなで取り組む必要があるため、すべての市民（日本人市民、外国人市民）⁷を対象としています。

また、本市がめざす「多文化共生社会の姿」は、行政だけで実現できるものではなく、多文化共生にかかる専門性、コーディネート機能を継続的に保有する（一社）甲賀市国際交流協会や、自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会などの地縁団体、社会福祉協議会、市民活動団体、外国人市民を雇用する企業・事業所などの対等な立場における協力が必要不可欠です。これらの多様な主体が、それぞれの役割やできることを考え、自律的かつ能動的に行動するとともに、相互に連携、協働などを図りながら、着実に事業を展開していくことが重要となります。

計画推進体制

— 実施主体の社会的役割 —

第2次甲賀市多文化共生推進計画 基本理念

「お互い違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり」



市民

日本人市民・外国人市民

- ・互いの文化への理解・尊重
- ・地域活動への参加・参画



地域

自治振興会・まちづくり協議会
区・自治会等

- ・地域における相互理解
- ・市民の地域活動への参加促進



各種団体

国際交流協会・社協等

- ・多文化共生に関わる人材の育成
- ・多文化共生社会への理解促進



企業

市内企業・事業所

- ・従業員の労働環境整備
- ・日本社会への適応促進



行政

甲賀市

- ・多文化共生に係る具体的な施策の実施
- ・各実施主体との情報共有、連携・協働

⁷ 日本人市民、外国人市民を区分する理由：

支援ニーズや課題の違いを把握し、施策を設計するためであり、実態把握のための区分です。これは国、県の多文化共生施策においても同じです。また、甲賀市まちづくり基本条例における市民とは、住民基本台帳の有無や国籍ではなく、甲賀市に通学通学されている方も含むものとして定義されています。

4 計画の体系

基本理念	お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり
------	-------------------------------------

めざす 多文化共生社会 の姿	国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての市民が ①同じ地域で共に生き、互いに支え合う関係であることを認識しています。 ②個性や能力を十分に発揮し、多様性に富んだ社会に 参画しています。 ③ライフステージに応じた支援を受け、安心して暮らしています。
----------------------	--

基本目標	施策の方向	取り組む内容	
1 多文化共生の意識定着 と社会参画の促進	(1) 多文化共生に向けた 意識啓発	① 国際交流イベントの開催 ② 行政の国際化 ③ 国際教育の推進	P.9 P.9 P.9
	(2) 多様な市民の 社会参画支援	① 多文化共生の担い手づくり ② 外国人コミュニティリーダーの育成 ③ 通訳・翻訳ボランティア制度の運営	P.11 【新】 P.11 【新】 P.11
2 情報提供と 日本語学習の推進	(1) 多言語による情報提供・ 相談体制の整備	① 多言語による情報提供 ② 一元的相談窓口の運営 ③ 専門家による定期相談会 ④ 生活オリエンテーションの実施	P.13 P.13 【新】 P.13 【新】 【重点】 P.13
	(2) ニーズに合わせた 日本語学習機会の提供	① 日本語や日本社会についての学習機会の提供 ② 日本語指導者の育成	【重点】 P.14 P.14
3 安心して暮らせる生活 環境づくり	(1) 安心して暮らせる 居住環境の整備	① 不動産業者との連携	【新】 【重点】 P.16
	(2) 乳幼児期における 母子福祉サービスの充実	① 母語支援対策事業の実施 ② 母語支援の充実	P.17 P.17
	(3) 充実した学習 機会の提供	① 外国にルーツをもつ子どもの学習支援 ② 学習支援ボランティアの育成 ③ 外国にルーツをもつ子どもの受入体制の強化 ④ キャリア形成の支援	【新】 P.18 【新】 P.18 【新】 【重点】 P.18 P.18
	(4) 安心して就労ができる 環境整備	① 外国人材の受入環境整備 ② 外国人市民の雇用支援	P.19 P.19
	(5) 医療(保険)・保健・福祉 サービスの充実	① 多言語対応が可能な医療機関についての情報提供 ② 相談・支援における医療(保険)・保健・福祉関係 機関との連携	【新】 P.20 【新】 P.20
	(6) 災害時に安心できる 体制の構築	① 災害時多言語情報センターの機能強化 ② 災害時に対応できる人材の確保及び育成 ③ 避難所における外国人受入の体制整備	P.21 【重点】 P.21 【新】 P.21

5 基本目標と取組内容

本計画においてめざすべき施策の方向性を示すものとして、3つの目標を掲げます。

1

多文化共生の意識定着と社会参画の促進

外国人市民の増加と定住化が進むなか、外国人市民が地域の行事や活動に参加する機会が少なく、市民とのコミュニケーションが不足していることから、生活におけるトラブルにつながる可能性があります。また、社会情勢や時代背景の変化を踏まえ、中学生国際交流などを含めた姉妹都市交流のあり方を見直し、「内なる国際化」への対応を強化する必要があります。

(1) 多文化共生に向けた意識啓発

多文化共生に関する各種イベントや国際交流事業、出前講座の実施、分かりやすいウェブサイトの作成などの取組を進めます。

外国人市民も地域で暮らす市民であるとの意識を高めるため、相互理解につながる取組を推進します。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
国際交流イベントの開催	①国際交流フェスタなどのイベントの実施	多文化共生センター 国際交流協会
行政の国際化	①市職員等を対象としたやさしい日本語講座の実施 ②行政文書のやさしい日本語化 ③多文化共生に係る研修会の開催	市民活動推進課
国際教育の推進	①姉妹都市協定に基づく交流の推進 ②未就学児向け講座などの開催 ③絵本や歌などによる多文化の理解の促進 ④地域子ども学習会の開催 ⑤グローバル社会で活躍できる人材の育成・国際教育の充実	市民活動推進課 保育幼稚園課 学校教育課 多文化共生センター 社会福祉協議会

< 私たちにできること（対象者とそれぞれの役割） >

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「多文化共生への理解と受容」 ・国際交流イベントに参加し、相互理解を深めます。 ・日本語学習支援などの多文化共生の支援活動に取り組みます。 ・市内に住む日本人市民、外国人市民との交流機会を積極的に設けます。 外国人市民：「近隣住民との関わりと地域行事等への参加」 ・近隣住民との交流や地域活動に積極的に参加します。 ・国際交流イベントや国際理解講座などの事業の開催に協力します。
地域	「住民同士の相互理解の推進」 ・自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会の主催による交流会や「やさしい日本語」講座を開催します。 ・多文化理解を深めるための情報を回覧板や掲示板で発信します。
企業	「雇用現場における多文化共生の意識定着、多文化共生イベントへの協力」 ・職場における多文化理解を進めるための研修を開催します。 ・それぞれの地域で実施される多文化共生活動に積極的に参加・協力します。 ・姉妹都市交流などの取組を支援します。
各種団体	「市民・地域・行政と連携した多文化共生の意識定着の促進」 ・多文化理解を深めるための機会づくりや交流活動を企画・運営します。 ・行政や地域との連携を強化し、外国人市民と地域社会の絆を深めます。
行政（市）	「意識定着に向けた政策の推進」 ・多文化共生の意識定着に向けた政策を進め、リソースを効果的に配分します。 ・庁内や地域における「やさしい日本語」の普及に取り組みます。 ・国際感覚をもつ子どもを育成するための国際教育を推進します。

(2) 多様な市民の社会参画支援

自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会制度をはじめとした地域活動についての理解を高めるとともに、地域に住む外国人キーパーソンなどを中心として、地域における活躍の場づくりと、参加・参画⁸しやすい仕組みを構築します。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
多文化共生の担い手づくり	①団体・ボランティア・コーディネーターなどの人材確保に向けた支援と連携の促進 ②地域や企業で活躍するキーパーソンの発掘・育成	関係各課 多文化共生センター 社会福祉協議会
外国人コミュニティリーダーの育成	①育成研修の実施 ②日本語能力の向上支援	多文化共生センター
通訳・翻訳ボランティア制度の運営	①持続可能な仕組みづくり ②通訳・翻訳ボランティアの養成	多文化共生センター 国際交流協会

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「外国人市民との地域活動の協働」 ・外国人市民と共に、地域の祭りや防災訓練等の地域活動に企画の段階から関わります。 ・外国人市民の地域活動への参加呼びかけに協力します。 外国人市民：「地域活動への参加と協力」 ・地域の祭りや防災訓練などに、企画の段階から積極的に参画します。 ・イベントの通訳や翻訳をしたり、他の外国人市民への参加呼びかけに協力します。
地域	「市民参加の場づくり」 ・防災訓練や清掃活動に外国人市民が参加しやすい環境を整えます。 ・外国人市民が区・自治会役員等として参画できるようにします。
企業	「外国人従業員の社会参加支援」 ・地域の多文化イベントやボランティア活動へ参加します。 ・従業員が地域活動に参加するための「きっかけ」をつくります。
各種団体	「市民・地域・行政と連携した外国人市民の社会参画支援」 ・誰もが企画の段階から関わる（参画できる）イベント等を開催します。

⁸ 参加：用意、提供された場に加わる（意見は言えるが決めない）

参画：計画や決定に関わる（一緒に決めて担う）

行政（市）	「社会参画を促す場づくり」 ・ 附属機関等における外国人市民等の参画を進めます。
-------	--

日本語の習得が十分ではない外国人市民が、日常生活に不安を抱えていることから、情報の「多言語化」や「やさしい日本語」による「伝わる」情報発信が必要となっています。また、日本語によるコミュニケーションが図れるよう、多様な日本語学習の機会や、日本語教育指導者やボランティアなどの育成が必要です。

(1) 多言語による情報提供・相談体制の整備

日常生活を安心して過ごすことができるよう、行政サービスに関する情報をはじめ、日常生活に必要な情報などを「多言語」や「やさしい日本語」を用いて情報発信するとともに、相談体制の充実に取り組めます。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
多言語による情報提供	①「やさしい日本語」による対応 ②情報の多言語化 ③SNSを使った情報発信の強化	すべての部局 多文化共生センター
一元的相談窓口の運営	①通訳タブレットの配置（本庁舎、各地域市民センター等） ②相談対応力の強化 ③多文化支援コーディネーターの育成	市民活動推進課 多文化共生センター
専門家による定期相談会	①弁護士、心理士など専門職による相談会の開催	多文化共生センター
生活オリエンテーションの実施	①生活ガイドブックの作成、配付 ②企業等における生活オリエンテーションの実施	多文化共生センター (市民課) (各地域市民センター)

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「地域に暮らす外国人市民への声掛け、情報提供」 - 行政や国際交流協会による多言語情報の周知へ協力します。 - 地域行事や防災訓練に外国人市民が参加するよう声をかけます。 外国人市民：「日本の生活ルール・習慣の習得と共有」 - ゴミ出しや騒音など地域の生活ルールやマナーを覚えます。 - 生活ルールを守り、知り合いの外国人市民に教えます。

地域	「伝わる地域情報の提供」 ・ 回覧板や掲示板などの情報を「多言語」や「やさしい日本語」で表示します。 ・ ゴミ出しのルールや防災情報が伝わるように配慮します。
企業	「外国人従業員への情報提供と相談窓口への橋渡し」 ・ 就労規則や安全指導を「多言語」や「やさしい日本語」で伝えます。 ・ 多文化共生センターにおける外国人相談窓口を周知します。
各種団体	「専門的な通訳・相談支援の提供」 ・ 専門性を活かした相談窓口を運営し、専門家との橋渡し役を担います。
行政（市）	「情報発信の基盤整備」 ・ 行政情報の「やさしい日本語」化を進めるとともに、情報を届けるための手段やプラットフォームを構築します。 ・ ICT を活用した多言語相談体制を整えます。

（２）ニーズに合わせた日本語学習機会の提供

日本語教室は、外国人市民が日常生活に必要な日本語を学び、居場所や交流の場としても重要な役割を担っています。今後、さらに増加が予測される外国人市民に対応するため、新たな担い手の確保やボランティアのスキルアップなどに取り組めます。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
日本語や日本社会についての学習機会の提供	①レベルに応じた日本語教室の開催 ②地域における日本語教室の開催	多文化共生センター 国際交流協会
日本語指導者の育成	①新たなボランティアの育成 ②ボランティアのスキルアップ機会の創出 ③日本語教育に係る資格取得の支援	多文化共生センター 国際交流協会

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「日本語習得への協力」 ・ 日本語支援ボランティアとして参加します。 ・ 職場や地域において、日本語学習者に声をかけます。 外国人市民：「日本語や日本文化の習得」 ・ 日本人市民とのコミュニケーションや信頼関係を築くため、積極的に日本語を習得します。

地域	「地域における日本語学習の場の提供」 ・集会所等における日本語学習支援の場を提供します。 ・地域活動において、日本語学習者を積極的に招きます。
企業	「職場における日本語学習支援」 ・職場における技能習得に必要な日本語を学ぶ場を提供します。 ・勤務時間外に学習機会を提供します（eラーニングや社内教室の開催）。
各種団体	「学習ニーズに応じたプログラムの設計」 ・日本語教育に携わるボランティアの育成、登録、支援を行います。 ・生活の日本語、専門日本語（労働、試験）など分野別プログラムを実施します。
行政（市）	「日本語学習機会のプラットフォームの整備」 ・地域、団体、企業が連携し、学習機会を提供するためのプラットフォームを整えます。

外国人市民の居住先について、入居に係るサポート体制の構築や就労環境の整備など企業の協力が必要不可欠となっています。また、外国人市民の子どもが増加に対応するため、児童生徒の受け入れや日本語指導のノウハウの共有を進めるとともに、高齢者の増加を見据えた、福祉、医療、保健、介護、防災に係る情報提供や多機関連携による支援体制の構築が必要となっています。

(1) 安心して暮らせる居住環境の整備

外国人市民が、地域社会の一員として自立した生活を送れるよう、関係機関や団体等と連携し、外国人市民の住環境の整備を進めます。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
不動産業者との連携	①宅建協会など関係機関との連携 ②外国人入居時のサポート支援	多文化共生センター 住宅建築課

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「新規転入者の受入環境整備への協力」 ・ゴミ出しや騒音など生活のルールを分かりやすく伝えます。 外国人市民：「暮らしのルールの遵守」 ・地域におけるゴミ出しや騒音など「暮らしのルール」を守ります。
地域	「生活に係る情報提供と交流の促進」 ・「多言語」や「やさしい日本語」で日常の暮らしのルールを周知します。 ・不動産業者との連携により、地域住民が暮らしやすいルールづくりに努めます。 ・消防署と連携し、外国人市民（入居者）も参加できる防災訓練等を開催します。
企業 (不動産、関係事業者を含む)	「安心して住める住宅の提供」 ・家主や入居者間のトラブルの調整を行政・団体と連携して行います。 ・契約書や重要事項説明の多言語化など、地域の基本的な生活ルールを伝えます。
各種団体（警察、消防署を含む）	「住宅に関する情報提供と支援」 ・外国人市民（入居者）への生活オリエンテーションを行います。 ・地域と連携し、防犯パトロール、防災訓練等を行います。
行政（市）	「住環境整備の基盤づくり」 ・不動産業者、企業、各種団体など連携のプラットフォームを構築します。 ・不動産業者や居住支援法人への登録を促進します。

(2) 乳幼児期における母子福祉サービスの充実

妊産婦や乳幼児をもつ家庭が、適切に母子福祉保健サービスを利用し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、母子福祉にかかるサービスの充実を図ります。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
母語支援対策事業の実施	①母子福祉に係る多言語資料の作成、配付	健康医療政策課 子育て政策課 子育て支援課 保育幼稚園課
母語支援の充実	①各園における母語支援員の配置	子育て政策課 保育幼稚園課

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「外国人親子の子育てへの協力」 ・地域の子育てイベントにおいて、外国人家庭等への参加を呼びかけます。 ・子育てサークル等における外国人親子の参加を支援します。 外国人市民：「日本人親子との交流」 ・地域の子育てサークルなどに参加し、保護者同士の交流を深めます。 ・日本人市民と交流し、海外の子育て事情や遊びなどを話します。
地域	「地域における多様な家庭の育児支援」 ・子育て広場や区・自治会行事に外国人親子を招きます。 ・国籍に関わらず保護者同士がお互いにサポートができるような場を設けます。
企業	「従業員向けの子育て支援策の提供」 ・従業員の育児休暇や時短勤務制度を周知します。 ・従業員への母子健診、保育サービス情報を提供します。
各種団体	「母子福祉に係る情報提供、相談支援」 ・外国人親子向けの多言語情報の提供や交流イベントを開催します。 ・保護者同士が育児の経験を共有する会を開催します。
行政（市）	「多言語による福祉サービスの充実」 ・保育園や保健センターにおける多言語対応体制（ICT の活用含む）を整備します。 ・外国人親子のニーズ調査を行い、政策に反映させます。 ・母子検診や保育サービス情報を多言語で周知します。

(3) 充実した学習機会の提供

外国にルーツをもつ子どもの就学実態を把握し、ライフステージに応じた学習の機会を確保するとともに、学校生活への適応指導、学習支援の充実を図り、学校への受け入れ体制を強化します。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
外国にルーツをもつ子どもの学習支援	①放課後学習教室（なないう教室）や子ども学習会の充実 ②外国にルーツをもつ子どもを対象とした学習教室の開催 ③地域子ども学習会の開催	多文化共生センター 国際交流協会 (学校教育課)
学習支援ボランティアの育成	①ボランティア養成講座の実施 ②専門性向上のためのフォローアップ研修の実施	多文化共生センター 国際交流協会
外国にルーツをもつ子どもの受入体制の強化	①母語支援員の配置の充実 ②母語支援員のスキルアップ支援 ③日本語指導加配教員の配置 ④日本語指導ガイドラインの活用 ⑤日本語初期指導教室の充実 ⑥外国にルーツをもつ子どもの受入の手引きの活用	学校教育課 (多文化共生センター)
キャリア形成の支援	①子ども期からの将来を見据えた進路説明の実施 ②高校等の関係機関との連携の強化 ③進路・キャリア教育の推進	学校教育課 子育て政策課 多文化共生センター

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「子どもの学習支援への協力」 ・学習ボランティアとして参加します。 外国人市民：「子どもの日本語や日本文化習得への協力」 ・子どもの教育に積極的に関与します。 ・子どもの教育に係るボランティア活動等に参加します。
地域	「子どもの学習機会の普及」 ・地域の集会所を学習支援の場として提供します。 ・多文化共生を意識した子ども向けのイベントやワークショップを実施します。
企業	「従業員の子どもの学習支援」 ・奨学金や教材提供など CSR 活動を行います。 ・行政や団体と連携した職場体験やキャリア教育を行います。

各種団体	「学習支援プログラムの提供」 ・放課後や週末に学習できる場を提供します。 ・日本の教育制度を理解できるよう、保護者向けの情報提供や勉強会を開催します。
行政（市）	「学習支援政策の実施」 ・学校における外国にルーツをもつ子どもの受入体制や日本語指導体制を強化します。

（４）安心して就労ができる環境整備

安定した就労及び労働意欲の向上がはかれるよう、ハローワーク等の関係機関や企業との連携を強化するとともに、外国人材の受入環境の整備や充実を図ります。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
外国人材の受入環境整備	①外国人雇用ニーズの把握、適正な雇用の啓発 ②企業向け受入セミナー等の開催 ③企業等に向けた多文化共生の意識啓発 ④外国人材の獲得に向けた広域連携の推進	商工労政課 市民活動推進課 (多文化共生センター)
外国人市民の雇用支援	①ハローワークなど関係機関との連携強化 ②JOB フェアの開催 ③高等教育機関との連携	商工労政課 市民活動推進課 (多文化共生センター)

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「異文化理解と職場における雰囲気づくり」 ・職場において異なる文化や多様な背景をもつ人を尊重します。 ・職場や地域で声をかけ合うなど、コミュニケーションによる相互理解を深めます。 外国人市民：「職場の就業規則の習得と日本人同僚との交流」 ・同じ職場の日本人従業員と積極的にコミュニケーションを取ります。 ・職場の就業規則やルールを理解し、他の外国人従業員と共有します。
地域	「就労支援情報の提供や地域生活の支援」 ・地域の企業や就労支援団体と連携し、就労に係る情報を多言語で提供します。
企業	「多文化理解を促進する職場環境づくり」 ・労働契約や安全指導の多言語化を進めます。 ・従業員の生活支援（社宅、相談窓口、キャリア教育）を行います。 ・行政と連携し、納税の仕組みを説明する場を設けます。

各種団体	「企業との連携と啓発活動」 ・面接の準備、履歴書の書き方などを教えるワークショップなどを実施します。 ・労働問題に係る相談支援の場を提供します。
行政（市）	「外国人材の受入環境の整備」 ・企業向けの研修会等を開催します。 ・外国人労働者の適正雇用や不当労働に対する啓発を行います。 ・企業と連携し、納税の仕組みを説明する場を設けます。

（５）医療（保険）・保健・福祉サービスの充実

外国人市民が、適切な医療情報を得て、必要な治療やサービスを受けることで、安心して生活を送れるよう、体制や環境を整備するとともに、各種保険や福祉の制度を理解し、適切に加入・利用できるよう支援します。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
多言語対応が可能な医療機関についての情報提供	①「医療情報ネット」などを活用した情報提供 ②多言語や「やさしい日本語」での情報提供 ③各医療機関への啓発	多文化共生センター 健康医療政策課 信楽中央病院 保健センター
相談・支援における医療（保険）・保健・福祉関係機関との連携	①多言語や「やさしい日本語」での対応強化 ②専門性の高い相談に対応できる体制の整備	地域共生社会推進課 保険年金課 生活支援課 障がい福祉課 介護保険課 高齢福祉課 健康医療政策課 保健センター （社会福祉協議会）

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「安心して受診できる雰囲気づくり」 ・医療や福祉サービスに係る情報を分かりやすく提供します。 ・必要に応じて、病院や保健センターへの同行支援を行います。 外国人市民：「日本の医療・福祉制度の理解と適切な活用」 ・日本の医療、福祉制度（健康保険、年金など）を理解し、適切に利用します。

地域	「情報の提供と共有」 ・ 行政機関や各種団体が発信する医療や福祉に関する情報を回覧板等で共有します。 ・ 外国人市民からの相談を受けた場合、対応可能な医療、福祉機関等を紹介します。
企業	「従業員への医療・福祉支援」 ・ 健康診断や労災保険の周知を多言語や「やさしい日本語」で発信します。 ・ 地域の福祉活動や多文化共生活動に積極的に参加します。
各種団体	「医療（保険）・保健・福祉サービスに関する情報提供と相談体制の充実」 ・ 医療（保険）、保健、福祉関係機関と連携し、適切な情報提供と相談対応を行います。 ・ 外国人親子や高齢者向けの福祉教室や交流イベントを開催します。
行政（市）	「医療（保険）・保健・福祉サービスの充実」 ・ 医療機関や保健センターでの多言語相談体制（ICT の活用含む）を整備し、周知します。 ・ 健康保険、年金制度、福祉制度などの情報を分かりやすく提供します。

（６）災害時に安心できる体制の構築

外国人市民が災害発生時に正確かつ迅速に情報が得られるよう災害時多言語情報センターの機能を強化します。また、外国人市民を「支援の対象」としてではなく、「地域の担い手」として位置づけ、共に活動できる人材を育成します。さらに、関係団体や企業などの連携による災害時支援の仕組みを構築します。

<取組内容>

取組	具体的な内容	所管課 (関係課・関係団体)
災害時多言語情報センターの機能強化	①マニュアルの整備 ②設置・運営訓練の実施 ③関係機関との連携の強化 ④多言語災害情報メールの登録、啓発	国際交流協会 多文化共生センター （危機管理課） （社会福祉協議会）
災害時に対応できる人材の確保及び育成	①外国人防災リーダーの育成とスキルアップ ②通訳・翻訳ボランティアの養成（再掲） ③防災意識の向上を図る研修等の実施	国際交流協会 多文化共生センター （危機管理課） （社会福祉協議会）
避難所における外国人受入の体制整備	①ピクトグラムの導入・普及 ②避難所運営訓練の実施	国際交流協会 多文化共生センター （危機管理課） （社会福祉協議会）

<私たちにできること（対象者とそれぞれの役割）>

対象者	求められる役割 及び 具体例
市民	日本人市民：「異文化理解と災害時における橋渡し」 ・多様な人への合理的な配慮について学ぶ研修等に参加します。 ・災害時のボランティア活動に関わります。 外国人市民：「自分や周りの人を守る努力」 ・地域の防災訓練に積極的に参加し、自分や周りの人を助ける知識を身に付けます。 ・日本人市民と協働し、災害時のボランティア活動に関わります。
地域	「誰もが安心して避難できる体制の整備」 ・防災訓練を多言語で案内するなど多様な市民の参画を進めます。 ・避難所運営に多様な人が携わるよう、日頃からの活動への参画を促します。 ・避難所における外国人市民の受入体制整備を進めます。
企業	「災害時における従業員の支援体制の整備」 ・事業所の防災計画に外国人従業員等を含めます。 ・職場における安全指導や避難経路を「多言語」や「やさしい日本語」で表示します。
各種団体	「災害時の情報伝達と避難所受入の支援」 ・甲賀市災害多言語情報センターにおける情報発信や相談対応体制を整えます。 ・避難所におけるピクトグラムの普及を進めます。
行政（市）	「災害時情報提供体制の構築」 ・適切な情報収集、提供を行います。 ・避難所における外国人市民の受入体制整備を進めます。

6 計画の指標設定と進行管理

この計画において、めざす多文化共生社会の実現に向け、以下のとおり指標を定め、毎年、多文化共生推進委員会及び庁内チームにおいて報告、点検、評価を行います。指標の項目等について、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

指標	令和2年度	令和7年度	令和10年度	
1 多文化共生の意識定着と社会参画の促進				
○市内に外国人市民が増えることが望ましいと思う市民の割合 ※1	---	17.4%	25%	新
○地域活動に関わっていない外国人市民のうち、今後近隣住民と関わったり、地域活動に参加したいと思う人の割合 ※2	---	48.5%	60%	新
○やさしい日本語を「積極的に使いたい」、「使いたい」と思う市民の割合 ※3	---	32.4%	50%	新
○地域（自治振興会・まちづくり協議会、区・自治会等）における多文化共生事業の実施 ※4	---	6 地域	9 地域	新
2 情報発信と日本語学習の推進				
○甲賀市多文化共生センターアプリに登録者している外国人市民の割合	---	0%	100%	新
○各地域で日本語学習機会の提供	2 箇所	4 箇所	6 箇所	
○日本語ボランティアの確保	20 人	34 人	40 人	
3 安心して暮らせる生活環境づくり				
○「外国人」を支援対象に含む住宅支援法人の市内指定法人数 ※5	---	0 箇所	3 箇所	新
○学習支援ボランティア（登録指導者）の確保	---	5 人	20 人	新
○外国人防災リーダー登録人数	---	18 人	30 人	新
○就労のための研修機会の提供（外国人材受入セミナー、JOBフェア等）の開催数（年間）	0 回	4 回	4 回	

※1 令和7年度(2025年度)甲賀市市政に関する意識調査において、「市内に外国人市民が増えることが望ましい」と思う市民の割合は **17.4%**。

令和5年度(2023年度)法務省の外国人との共生に関する意識調査において「地域社会に外国人が増えることについては《好ましい》」と思う国民の割合は **28.7%**。

※2 令和7年度(2025年度)甲賀市外国人市民意識調査において、地域活動に関わっていない外国人市民のうち「今後、近隣住民と関わったり、地域活動に参加したい」と思う外国人市民の割合は **48.5%**。

※3 令和7年度(2025年度)甲賀市市政に関する意識調査において、「やさしい日本語を積極的に使いたい」、「やさしい日本語を使いたい」と回答した市民の割合は **32.4%**。

※4 第2次甲賀市総合計画「市民共生」における成果指標。

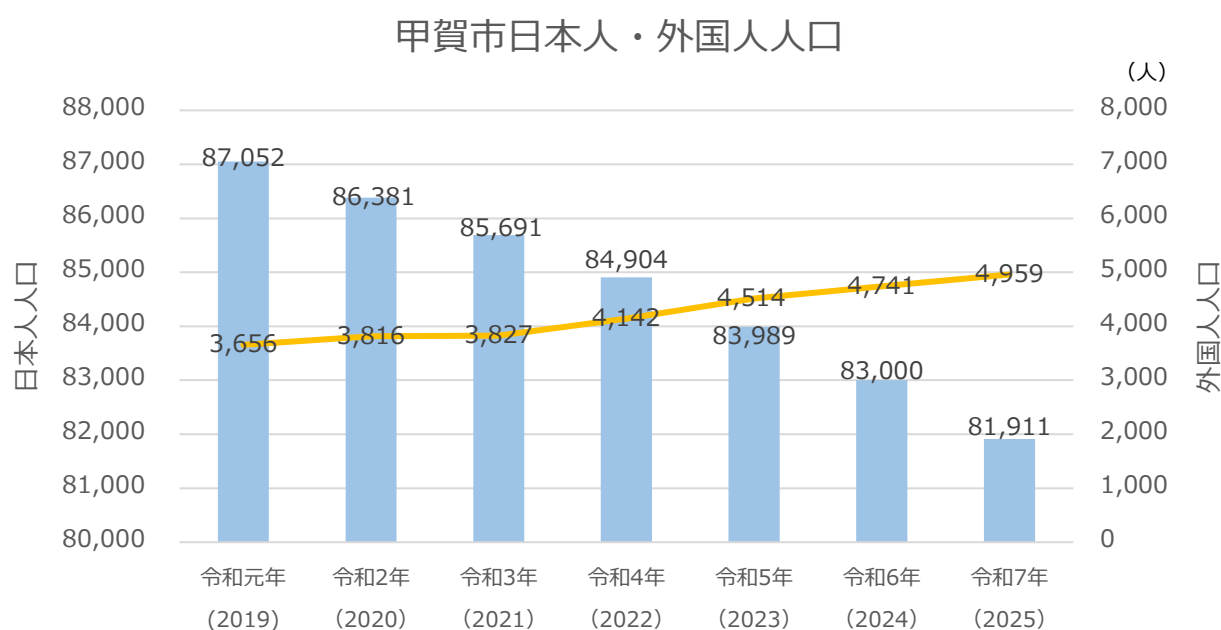
※5 滋賀県土木交通部住宅課「住宅確保要配慮者居住支援法人」一覧より。

資料編

1 甲賀市の外国人人口の状況

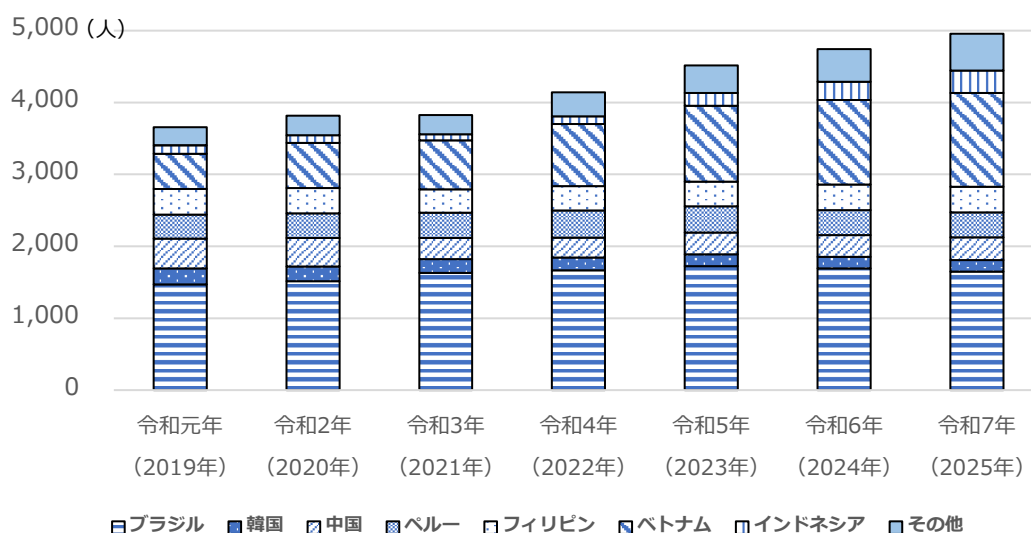
令和7年(2025年)12月末現在の甲賀市の総人口は86,870人で、このうち外国人は4,959人と約5.7%を占めています。人口減少が進行する一方で外国人人口は増加傾向にあり、過去5年間の推移をみると、令和2年(2020年)12月末の3,816人から1,143人の増加がみられました。今後も、法律の改正や国の施策、また、企業における外国人人材への需要の拡大により、外国人人口は増加していくものと予想されます。

<甲賀市人口の推移>



資料：住民基本台帳、各年12月末

<国籍別 人口推移>

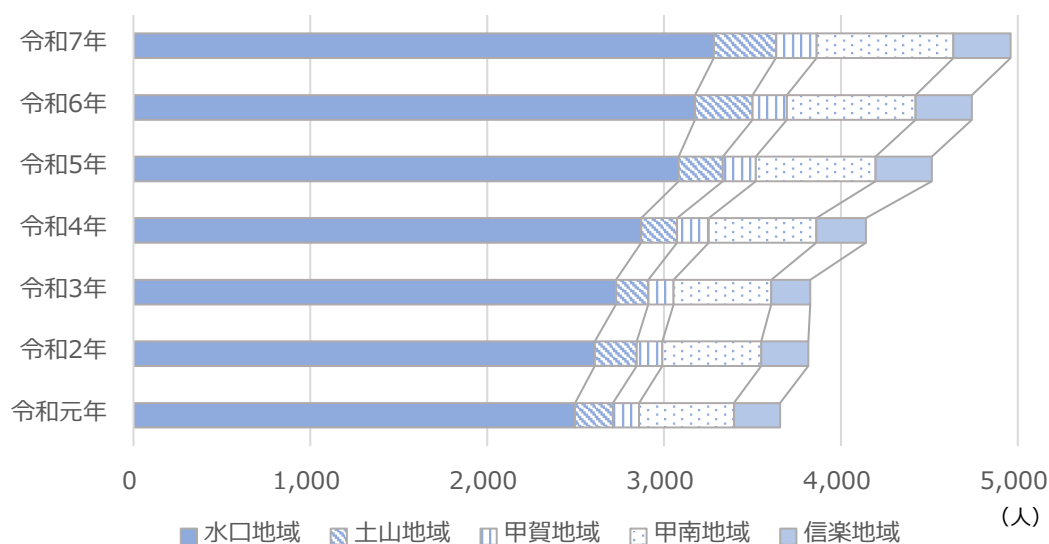


(人)

	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)
ブラジル	1,472	1,515	1,630	1,666	1,722	1,691	1,647
韓国	222	204	191	177	167	164	164
中国	411	397	293	278	304	300	312
ペルー	338	345	354	378	365	349	350
フィリピン	354	350	323	338	343	354	355
ベトナム	492	629	685	866	1,054	1,176	1,307
インドネシア	116	104	84	104	180	257	309
その他	251	272	267	335	379	450	515
合計	3,656	3,816	3,827	4,142	4,514	4,741	4,959

資料：住民基本台帳、各年 12 月末

<居住地別 人口推移>

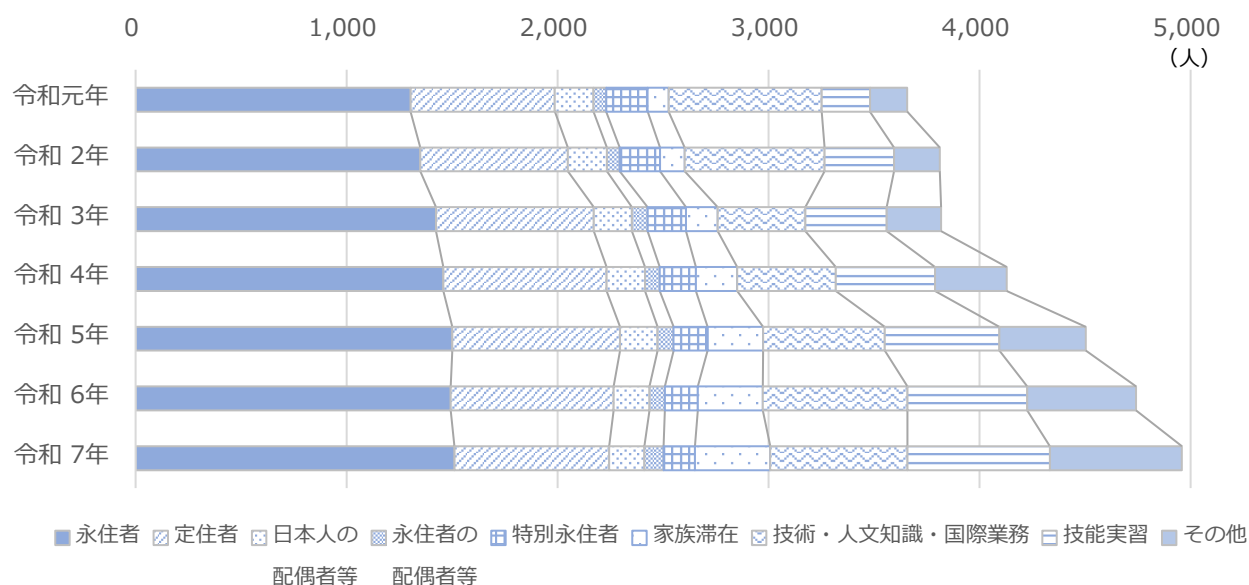


(人)

	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)
水口地域	2,497	2,609	2,728	2,871	3,082	3,174	3,281
土山地域	214	236	183	203	251	326	351
甲賀地域	148	146	143	179	186	195	230
甲南地域	536	558	551	607	676	726	774
信楽地域	261	267	222	282	319	320	323
計	3,656	3,816	3,827	4,142	4,514	4,741	4,959

資料：住民基本台帳、各年 12 月末

<在留資格別 人口推移>



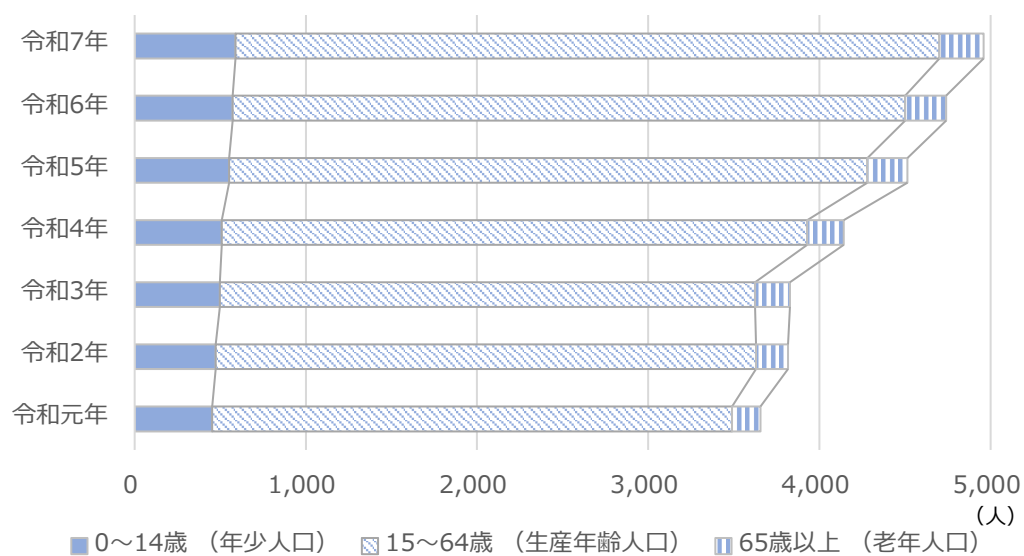
	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別永住 者	家族滞在	技術・人文知 識・国際業務	技能実習	その他
令和元年	1,303	684	183	60	197	99	725	229	177
令和 2年	1,350	699	184	62	190	118	663	328	218
令和 3年	1,424	748	180	75	182	150	415	386	258
令和 4年	1,459	773	182	70	171	196	468	470	340
令和 5年	1,501	795	178	76	161	263	576	543	410
令和 6年	1,494	771	170	73	156	308	686	567	516
令和 7年	1,511	734	166	91	149	357	650	675	626

資料：住民基本台帳、各年 12 月末

【在留資格一覧】

在留資格	身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特別法の「特別永住者」を除く。）	無期限
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系 3 世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
特別永住者	終戦後も引き続き日本に居住している台湾、朝鮮半島出身者及びその子孫		無期限
家族滞在	「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・経理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「特定技能2号」「文化活動」「留学」の在留資格を外国人の扶養を受ける配偶者と子どもの		法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）
技術・人文知識・国際業務	自然科学分野の技術に関する業務を行う者 人文科学分野に関する業務を行う者	システムエンジニア・技術開発・設計者等 企画・財務・営業・通訳・語学講師等	5年、3年、1年、3月
技能実習	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する者	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間

<年齢別 人口推移>



	総数	0～14 歳 （年少人口）	15～64 歳 （生産年齢人口）	65 歳以上 （老年人口）
令和元年	3,656	453	3,037	166
令和 2 年	3,816	474	3,156	186
令和 3 年	3,827	497	3,127	203
令和 4 年	4,142	509	3,420	213
令和 5 年	4,514	552	3,729	233
令和 6 年	4,741	572	3,928	241
令和 7 年	4,959	589	4,112	258

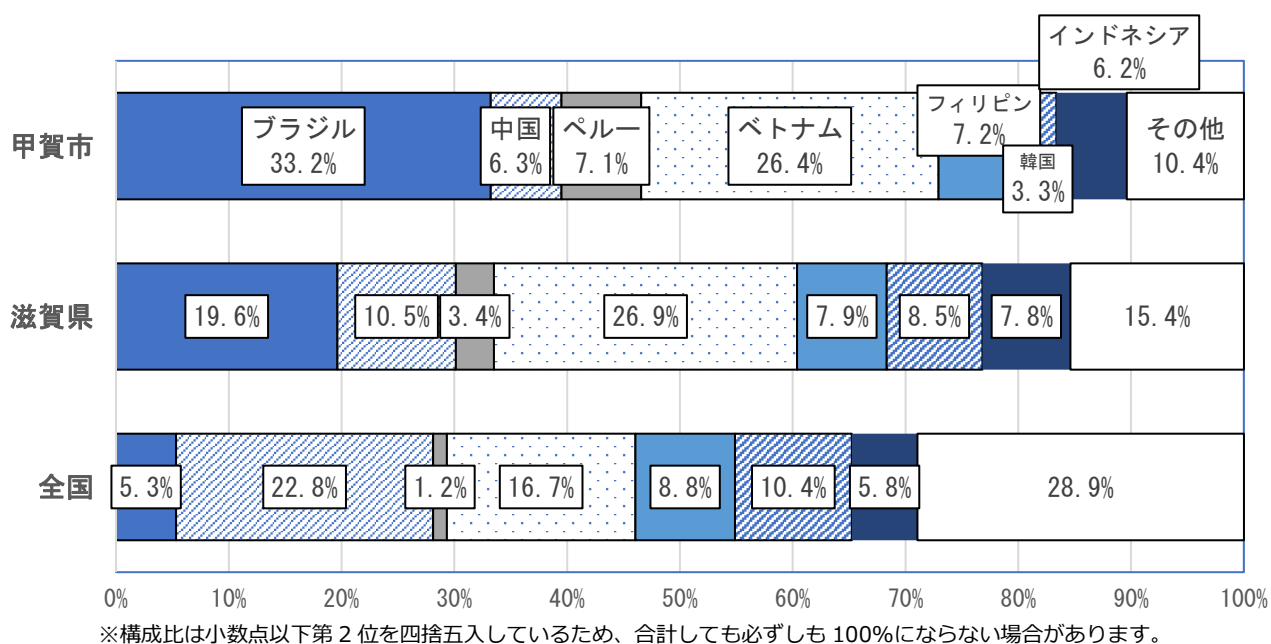
資料：住民基本台帳、各年 12 月末

（参考）全国・滋賀県の外国人の状況

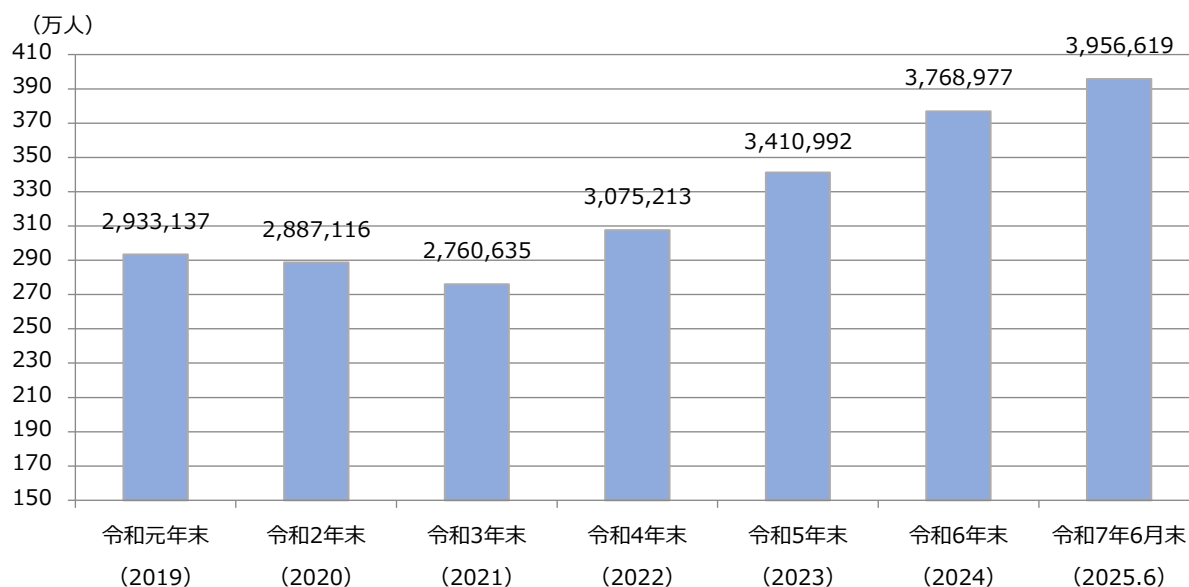
令和 7 年（2025 年）6 月末現在における日本の在留外国人数は 3,956,619 人で、5 年間で 1,069,503 人増加しています。また、国籍・地域別にみると中国が 22.8%で最も多く、次いでベトナムが 16.7%となっています。

一方、滋賀県でも 5 年間で 11,659 人増加し、44,735 人となっています。また、外国人のうち、ブラジルを超えベトナムが 26.9%で最も多く、次いでブラジルが 19.6%となっています。甲賀市では、4,959 人のうちブラジルが 33.2%、次いでベトナムが 26.4%、フィリピン 7.2%、ペルー 7.1%、中国 6.3%の順となっています。

◆在留外国人の国籍・地域別人口構成比



◆在留外国人数の推移（全国）



資料：法務「在留外国人統計」、各年 12 月末（令和 7 年は 6 月末）

◆滋賀県の国籍別外国人の推移

国籍 \ 年	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
ブラジル	9,209	9,039	8,966	9,281	9,251	8,954	8,782
中国	5,581	5,241	4,625	4,533	4,740	4,555	4,692
韓国	4,467	4,322	3,853	3,807	3,724	3,871	3,798
ベトナム	5,003	5,903	6,455	8,088	9,585	10,742	12,030
フィリピン	2,599	2,658	2,698	2,879	3,165	3,358	3,543
ペルー	1,525	1,514	1,559	1,545	1,548	1,529	1,516
インドネシア	1,323	1,107	935	1,458	2,191	2,782	3,492
その他	3,288	3,292	3,560	4,567	5,162	5,684	6,882
総数	32,995	33,076	32,651	36,158	39,366	41,475	44,735

資料：滋賀県統計、各年12月末現在

◆滋賀県の在留資格別外国人人口及び構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別永住者	技能実習	留学	その他
令和元年 (2019年)	人	32,995	9,286	5,250	1,954	453	3,741	6,326	1,388	4,597
	%	100	28.1	15.9	5.9	1.4	11.3	19.2	4.2	13.9
令和2年 (2020年)	人	33,076	9,669	4,964	1,841	444	3,636	5,461	1,349	5,712
	%	100	29.2	15.0	5.6	1.3	11.0	16.5	4.1	17.3
令和3年 (2021年)	人	32,651	10,044	4,795	1,792	478	3,517	3,900	1,218	6,907
	%	100	30.8	14.7	5.5	1.5	10.8	11.9	3.7	21.2
令和4年 (2022年)	人	36,158	10,311	4,941	1,821	499	3,416	4,532	1,566	9,072
	%	100	28.5	13.7	5.0	1.4	9.4	12.5	4.3	25.1
令和5年 (2023年)	人	39,366	10,569	4,948	1,765	529	3,312	5,743	1,637	10,863
	%	100	26.8	12.6	4.5	1.3	8.4	14.6	4.2	27.6
令和6年 (2024年)	人	41,475	10,767	4,696	1,716	555	3,201	6,575	1,321	12,644
	%	100	26.0	11.3	4.1	1.3	7.7	15.9	3.2	30.5
令和7年 (2025年)	人	44,735	10,955	4,563	1,739	594	3,110	6,610	1,414	15,750
	%	100	24.5	10.2	3.9	1.3	7.0	14.8	3.2	35.2

資料：滋賀県統計、各年12月末現在

◆滋賀県の在留資格別／国籍・地域別外国人人口及び構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別永住者	技能実習	技術・人文知 識・国際業務	特定技能 1号・2号	留学	その他
ブラジル	人	8,782	4,935	2,977	585	265	0	0	4	0	6	10
	%	100.0	56.2	33.9	6.7	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
中国	人	4,692	1,962	117	196	66	1	390	309	285	743	623
	%	100.0	41.8	2.5	4.2	1.4	0.0	8.3	6.6	6.1	15.8	13.3
韓国	人	3,798	492	23	66	8	2,749	0	69	0	102	289
	%	100.0	13.0	0.6	1.7	0.2	72.4	0.0	1.8	0.0	2.7	7.6
ベトナム	人	12,030	218	45	69	16	0	2,822	4,360	1,910	60	2,530
	%	100.0	1.8	0.4	0.6	0.1	0.0	23.5	36.2	15.9	0.5	21.0
フィリピン	人	3,543	1,492	619	277	112	0	396	83	376	12	176
	%	100.0	42.1	17.5	7.8	3.2	0.0	11.2	2.3	10.6	0.3	5.0
その他	人	11,890	1,856	782	546	127	360	3,002	830	1,867	491	2,029
	%	100.0	15.6	6.6	4.6	1.1	3.0	25.2	7.0	15.7	4.1	17.1

資料：滋賀県統計、令和7年12月末現在

2 甲賀市市政に関する意識調査から見える課題（抜粋）

市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象に行った市政に関する意識調査において、多文化共生に関する市民の考えや意見を聞きました。有効回答数は1,213件、有効回答率は40.4%でした。

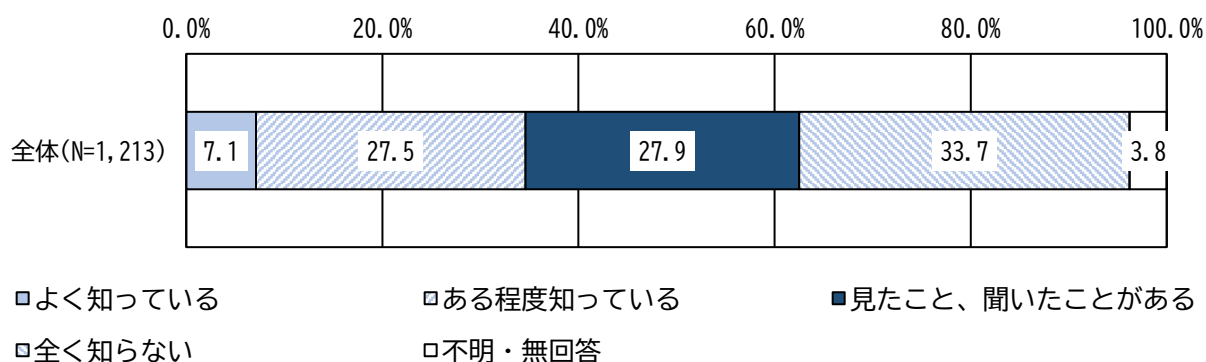
* 意識調査の全結果は市ホームページに掲載しています。

◆調査概要

- ・調査地域 甲賀市全域
- ・調査対象 市内在住の18歳以上の男女3,000人
- ・調査方法 郵送による配布・回収又はインターネット回答
- ・調査時期 令和7年(2024年)7月27日～令和7年(2024年)8月19日
- ・有効回答数 1,213件
- ・有効回答率 40.4%

問1. あなたは「やさしい日本語」を知っていますか。(○は1つ)

■「やさしい日本語」の認知度（単数回答）

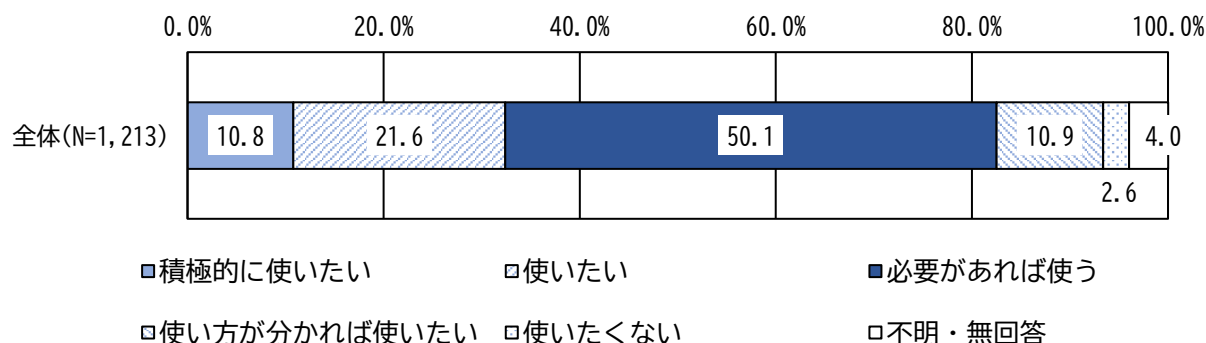


○特徴と課題

「やさしい日本語」について、約3割の方が「全く知らない」と回答しており、引き続き周知啓発が必要である。

問 2. あなたは「やさしい日本語」を使いたいと思いますか。(○は一つ)

■「やさしい日本語」の使用意向（単数回答）

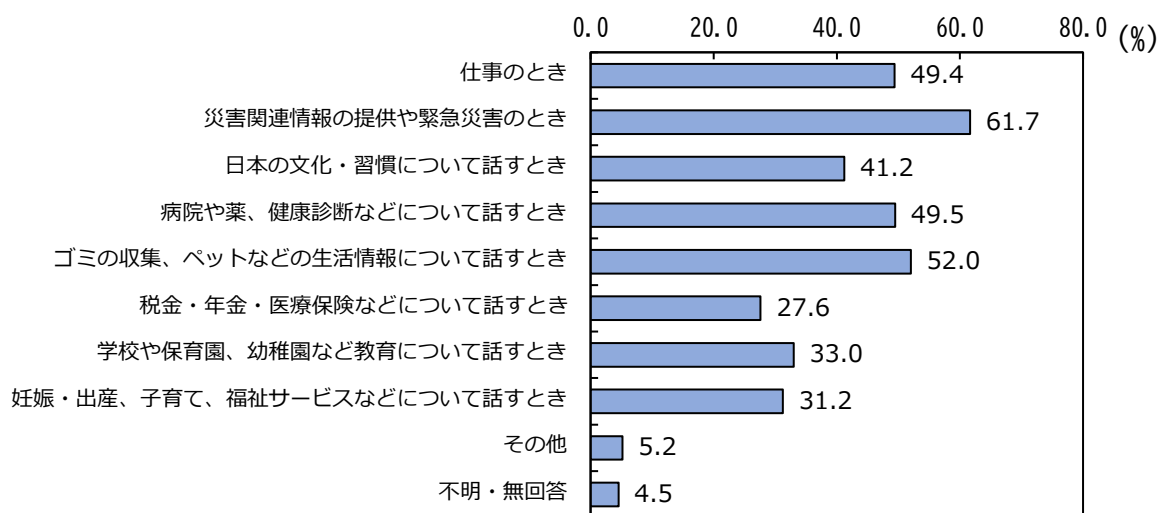


○特徴と課題

「やさしい日本語」を使いたいと思う人が大半を占めていることから、「やさしい日本語」を身近に感じられるような周知啓発のほか、学べる場の提供が必要である。

問 3. あなたは、外国人に対してどのような場面で「やさしい日本語」を使って対応すると良いと思いますか。(○はいくつでも)

■外国人に対して「やさしい日本語」の使用場面（複数回答）

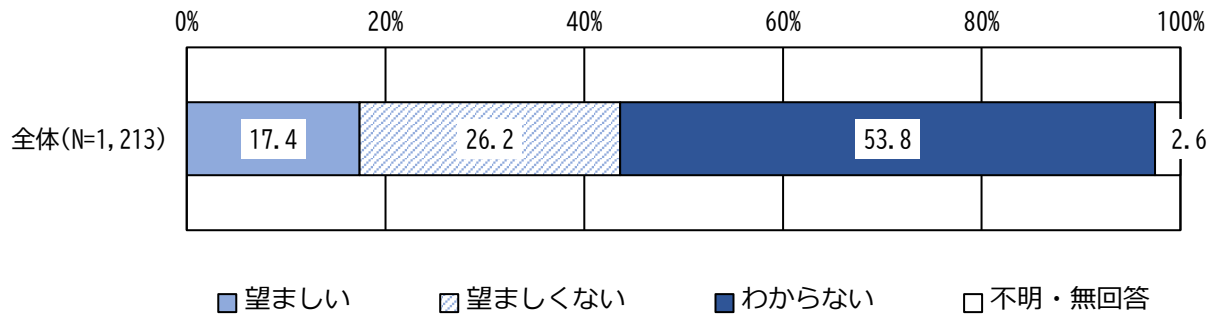


○特徴と課題

「命に関わる緊急性」での使用が最大の動機であることから、ニーズのある「防災」や「生活ルール」など身近に感じられるフレーズから普及させることが、市民の使用を促進すると考えられる。

問 4. 市内に外国人が増えることをどう思いますか。(○は1つ)

■ 市内に外国人が増えることについて（単数回答）



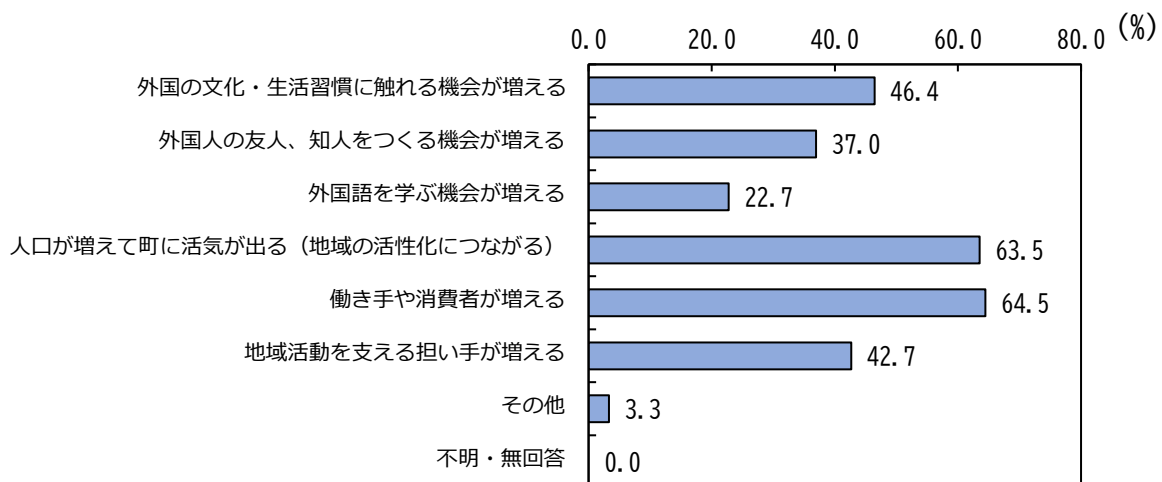
○特徴と課題

「わからない」と回答している人が過半数を超えており、市民の多くが外国人の増加に対し具体的なイメージを持ってない、あるいは判断を保留していることがわかる。

問 4-1. 問 4 で市内に「1」望ましいと回答された方におたずねします。

望ましいと思う理由を教えてください。(○はいくつでも)

■ 市内に外国人が増えることについて望ましい理由（複数回答） ■ 全体(N=211)



○特徴と課題

「働き手、消費者増」「人口増加」が多いことから、労働不足や市場縮小など「実利的な社会維持」の側面で期待している傾向がある。また、コミュニティ維持の担い手としての期待も一定数ある。

問 4- 2. 問 4 で市内に「 1 」望ましいと回答された方におたずねします。

望ましいと思う理由を教えてください。 -男女別・年齢増別-

■市内に外国人が増えることについて望ましい理由（複数回答）

	外国の文化・生活習慣に触れる 機会が増える	外国人の友人、知人をつくる 機会が増える	外国語を学ぶ機会が増える	人口が増えて町に活気が出る （地域の活性化につながる）	働き手や消費者が増える	地域活動を支える担い手が増える	その他	不明・無回答
全体(N=211)	46.4	37.0	22.7	63.5	64.5	42.7	3.3	0.0
男(N=104)	43.3	40.4	26.9	66.3	63.5	47.1	5.8	0.0
女(N=99)	50.5	33.3	19.2	59.6	64.6	39.4	1.0	0.0
20 歳代以下(N=12)	50.0	50.0	66.7	33.3	41.7	33.3	0.0	0.0
30 歳代(N=22)	54.5	54.5	31.8	54.5	68.2	36.4	4.5	0.0
40 歳代(N=26)	38.5	30.8	23.1	57.7	80.8	46.2	7.7	0.0
50 歳代(N=24)	70.8	37.5	20.8	66.7	62.5	29.2	4.2	0.0
60 歳代(N=43)	41.9	32.6	14.0	67.4	83.7	51.2	0.0	0.0
70 歳以上(N=82)	41.5	35.4	19.5	68.3	51.2	45.1	3.7	0.0

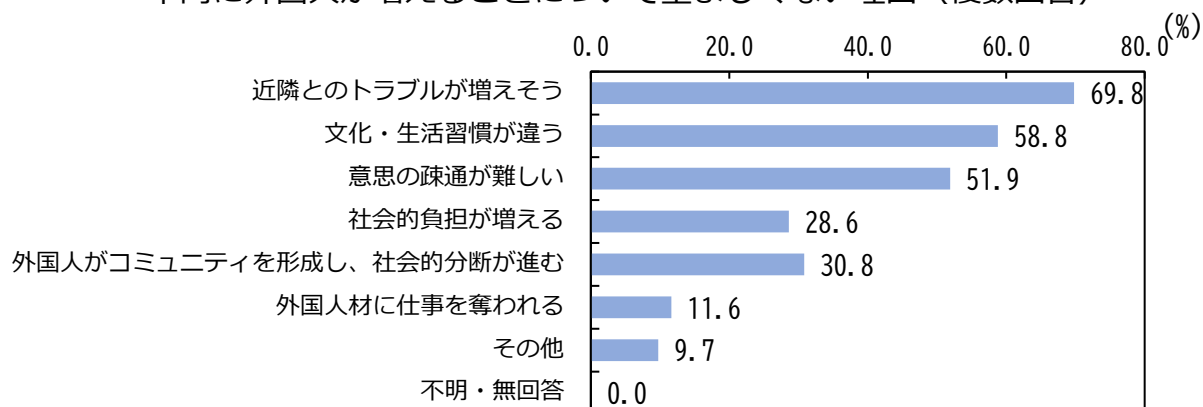
○特徴と課題

20 歳代以下は「外国語を学ぶ機会が増える」、30、40 及び 60 歳代は「働き手や消費者が増える」、50 歳代は「外国の文化・生活習慣に触れることが増える」を選択する割合が高い。それぞれの年代が重視することに焦点をあてて、アプローチすることが望ましい。

問 4-3. 問 4 で市内に「2」望ましくないと回答された方におたずねします。

望ましくないと考える理由を教えてください。(○はいくつでも)

■ 市内に外国人が増えることについて望ましくないと考える理由（複数回答） 全体(N=318)



○特徴と課題

「近隣とのトラブルの増加」「文化・生活習慣の違い」「意思疎通の難しさ」からくる日常生活への直接的な不安が大きいことがわかる。労働力としては必要に思う一方、トラブルが起きることへの不安は大きく、生活ルールの周知や日本語教育などの整備が不可欠である。

問 4-4. 問 4 で市内に「2」望ましくないと回答された方におたずねします。

望ましくないと考える理由を教えてください。-男女別・年齢増別-

■ 市内に外国人が増えることについて望ましくないと考える理由（複数回答）

	近隣とのトラブル が増えそう	文化・生活習慣が 違	意思の疎通が難し い	社会的負担が増 える	外国人がコミュニ ティを形成し、社会 的分断が進む	外国人材に仕事を 奪われる	その他	不明・無回答
全体(N=318)	69.8	58.8	51.9	28.6	30.8	11.6	9.7	0.0
男(N=179)	73.2	62.6	55.3	30.2	34.6	10.6	8.9	0.0
女(N=125)	68.0	54.4	46.4	26.4	26.4	10.4	10.4	0.0
20 歳代以下(N=24)	62.5	45.8	50.0	41.7	25.0	25.0	20.8	0.0
30 歳代(N=26)	73.1	57.7	34.6	34.6	30.8	15.4	15.4	0.0
40 歳代(N=42)	69.0	64.3	54.8	28.6	33.3	7.1	14.3	0.0
50 歳代(N=60)	70.0	63.3	50.0	33.3	36.7	16.7	6.7	0.0
60 歳代(N=54)	83.3	72.2	59.3	24.1	42.6	13.0	9.3	0.0
70 歳以上(N=109)	63.3	50.5	51.4	22.0	22.0	4.6	5.5	0.0

○特徴と課題

どの年代も「近隣とのトラブルが増えそう」を最も大きな理由として選んでおり、外国人の適切な受入を行うための対策が求めていることが分かる。また、ほぼ全ての年代で 5 割以上は「意思の疎通が難しい」を課題として認識しており、日本語教育の推進やコミュニケーションツールとしてのやさしい日本語の普及が必要であると見られる。

3 市内外国人対象アンケート調査から見える課題（抜粋）

市内在住の18歳以上の外国人市民4,169人を対象に行ったアンケート調査において、「住まい・生活」「仕事」「子どもの保育・教育」「健康・年金」「災害の備え」「日本語能力」「情報の入手先・相談先」「行政サービス」について、外国人市民の考えや意見を聞きました。

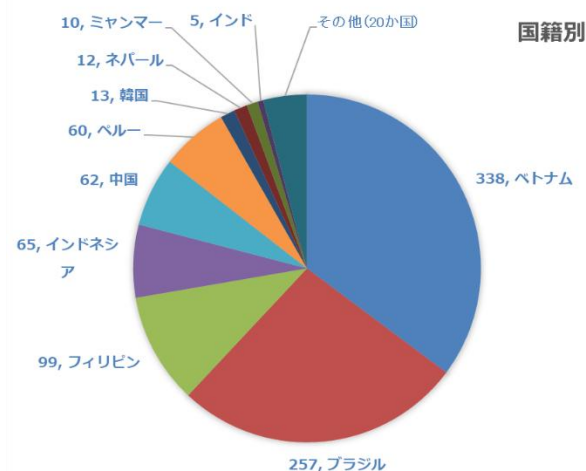
* 意識調査の全結果は市ホームページに掲載しています。

◆調査概要

- ・調査地域 甲賀市全域
- ・調査対象 市内在住の18歳以上の外国籍の市民4,169人
- ・調査方法 はがきによる配布・インターネット回答
- ・調査時期 令和7年(2024年)8月8日～令和8年(2024年)9月10日
- ・有効回答数 960件
- ・有効回答率 23.0%

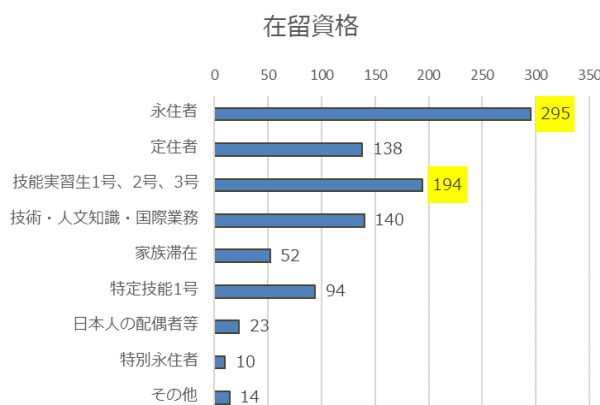
【国籍】

国籍	人数	割合
ベトナム	338	35.2%
ブラジル	257	26.8%
フィリピン	99	10.3%
インドネシア	65	6.8%
中国	62	6.5%
ペルー	60	6.3%
韓国	13	1.4%
ネパール	12	1.3%
ミャンマー	10	1.0%
インド	5	0.5%
その他(20か国)	39	4.1%



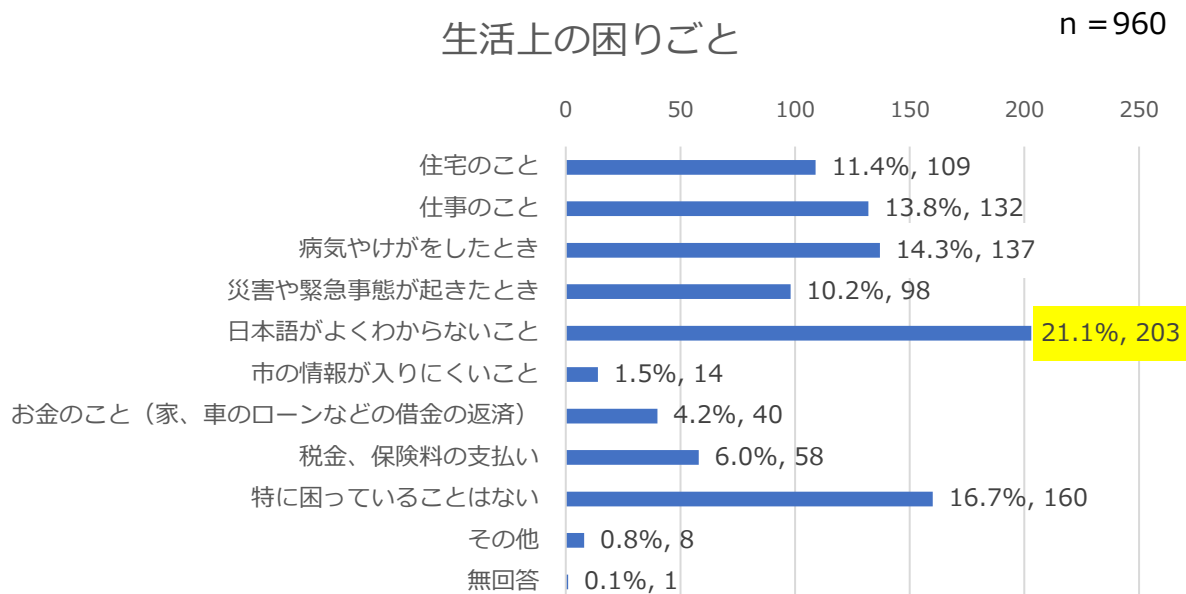
【在留資格】

在留資格	人数	割合
永住者	295	30.7%
定住者	138	14.4%
技能実習生1号、2号、3号	194	20.2%
技術・人文知識・国際業務	140	14.6%
家族滞在	52	5.4%
特定技能1号	94	9.8%
日本人の配偶者等	23	2.4%
特別永住者	10	1.0%
その他	14	1.5%



問 1. 普段の生活で困っていることや不安に思っていること。

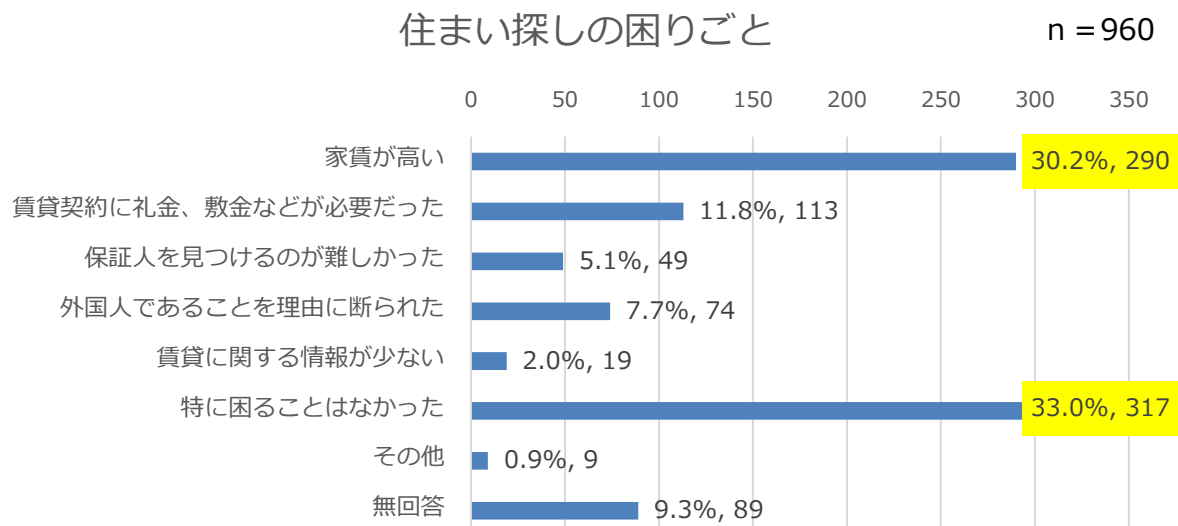
あてはまるものをすべて選んでください。



○特徴と課題

全体の約 5 人に 1 人が言語を最大の困りごととしている。また、日本語の理解不足はすべての障壁となる「根本的な課題」であることから、「日本語学習」の支援が必要であるとともに、「医療」「就労」「住宅」といった生活に即した多言語情報の発信も必要である。

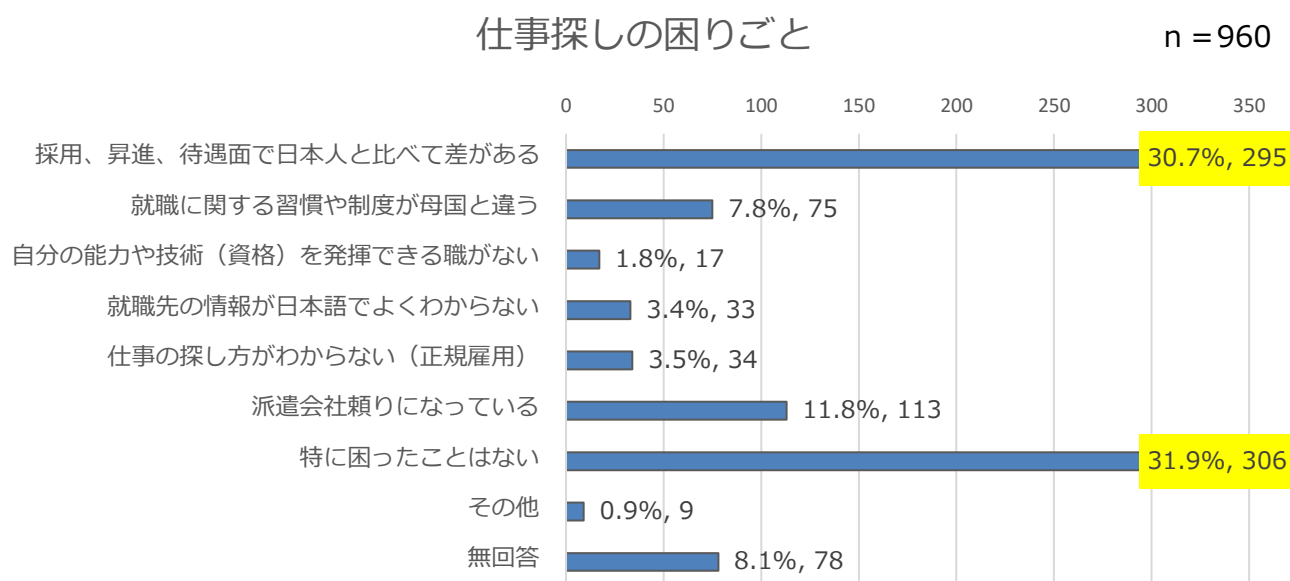
問 2. 現在、又は以前に賃貸住宅に住んでいた方にお尋ねします。住まいを探すときに困ったことは何ですか。あてはまるものすべてを選んでください。



○特徴と課題

「家賃が高い」と感じている人が一番多いが、全体の 1/3 はスムーズに住居を確保できている。しかし、「外国人であることを理由に断られた」と、一定数の入居差別や心理的障壁が存在していることから、不動産会社等との連携が必要である。

問 3. 現在、仕事に就いている人や仕事を探した経験のある方にお尋ねします。仕事を探す際困ったことは何ですか。あてはまるものすべて選んでください。

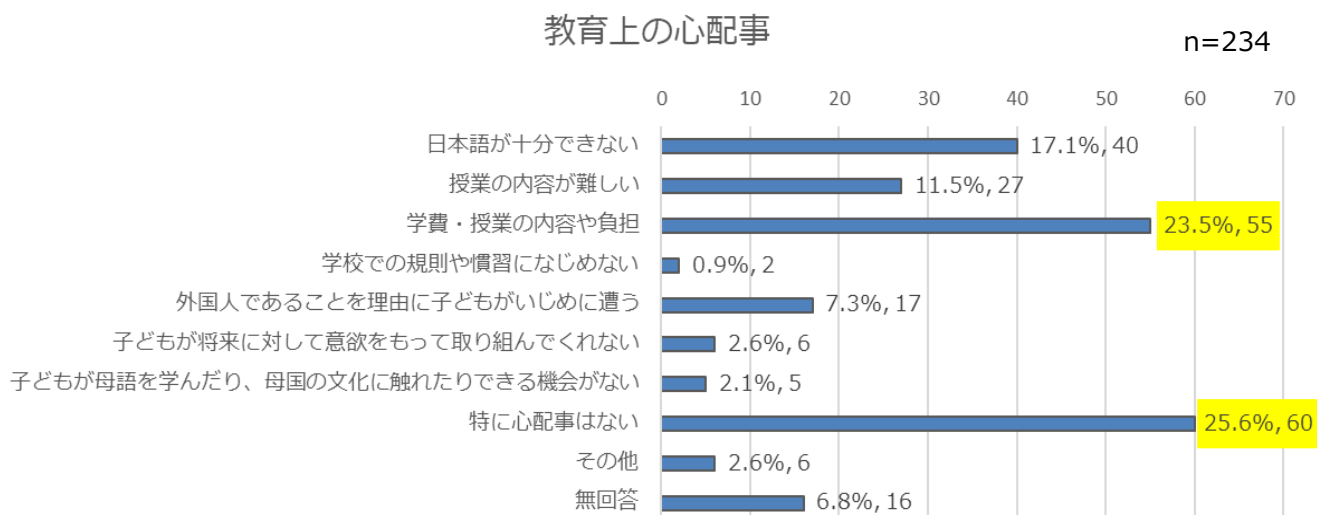


○特徴と課題

約 1/3 の方が「採用、昇進、待遇面で日本人と比べて差がある」と感じており、国籍やバックグラウンドによる不平等を感じていることがわかる。また、制度の違いや派遣会社への依存、情報不足といった実務的な課題もあり、適切な情報提供や企業・事業所への働きかけが必要である。

問 4. 子ども（小学1年生から中学3年生まで）の教育での心配事は何ですか。あてはまる主なものをすべて選んでください。

***子どもが2人以上いる場合は上の子についてお答えください。**

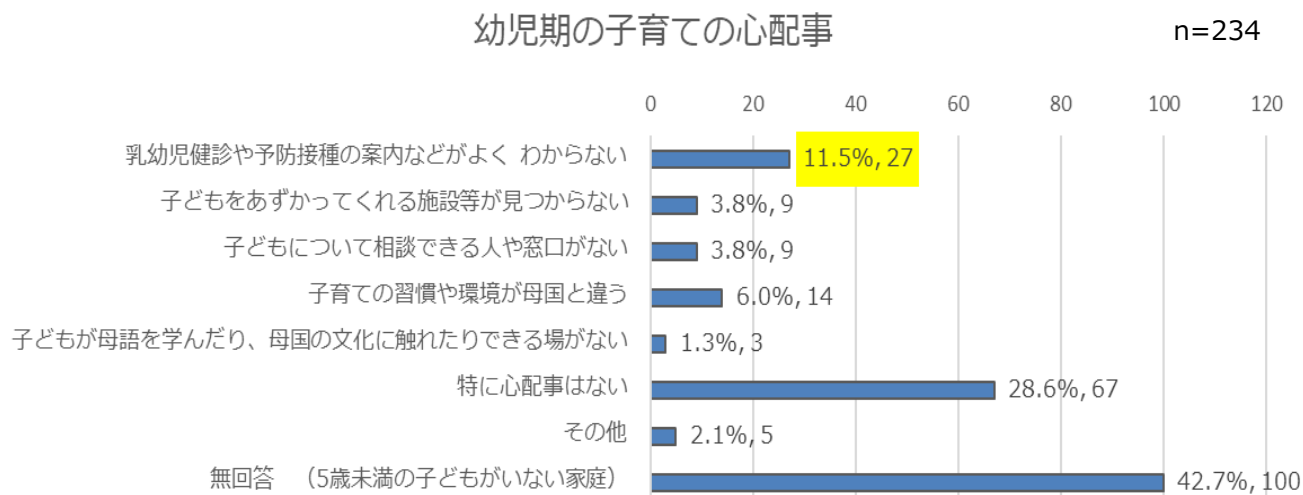


○特徴と課題

経済的な負担や将来への不安、言葉の壁など多岐にわたる。「経済的支援の情報提供」をはじめ、「日本の学校のシステム・費用の透明化」など、確実な情報提供が必要である。

問 5. 現在、5歳までの子どもと同居している人にお尋ねします。子育てをしていくうえでの心配事は何ですか。あてはまる主なものをすべて選んでください。

***子どもが2人以上いる場合は上の子についてお答えください。**

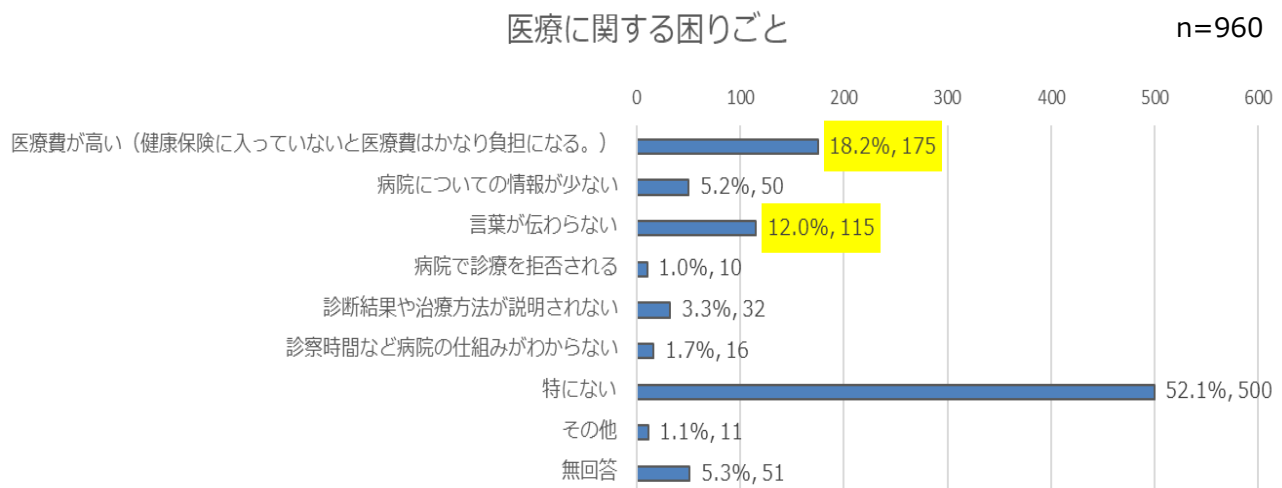


○特徴と課題

「乳幼児健診や予防接種の案内などがよくわからない」と、「検診・予防接種」に不安を感じている方がいることから、必要な情報をわかりやすく適切な時期に届ける必要がある。

問 6. 市内の病院で困ったことや不満に思っていることがありますか。

あてはまるものをすべて選んでください。

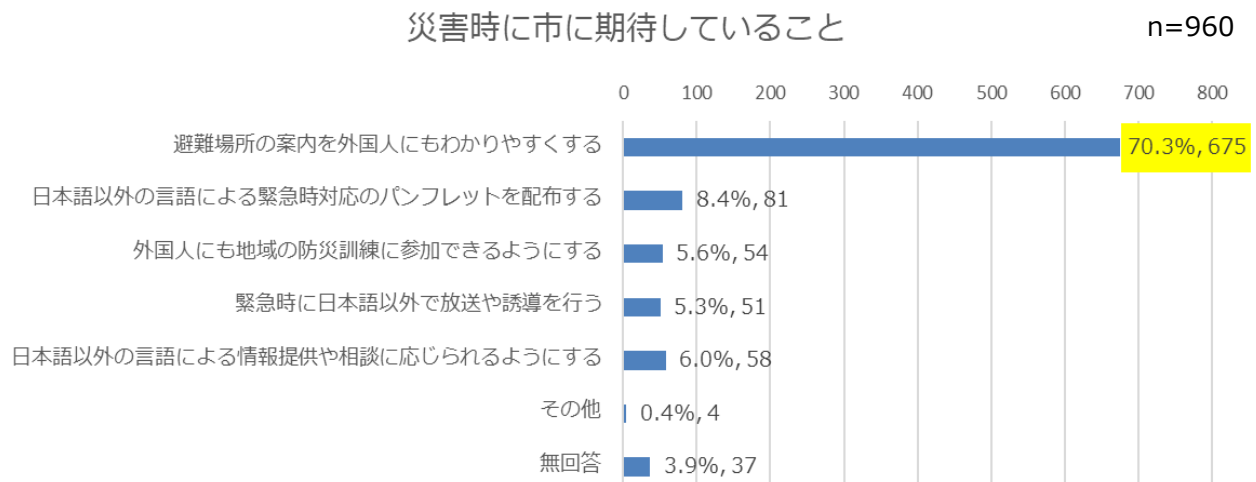


○特徴と課題

過半数以上の方が、特に不便は感じておられないが、健康保険に加入していない場合の全額自己負担が大きなリスクとなっていることから、健康保険制度の周知と加入促進が必要である。

問 7. 災害など緊急時の対応策として市に何を期待しますか。

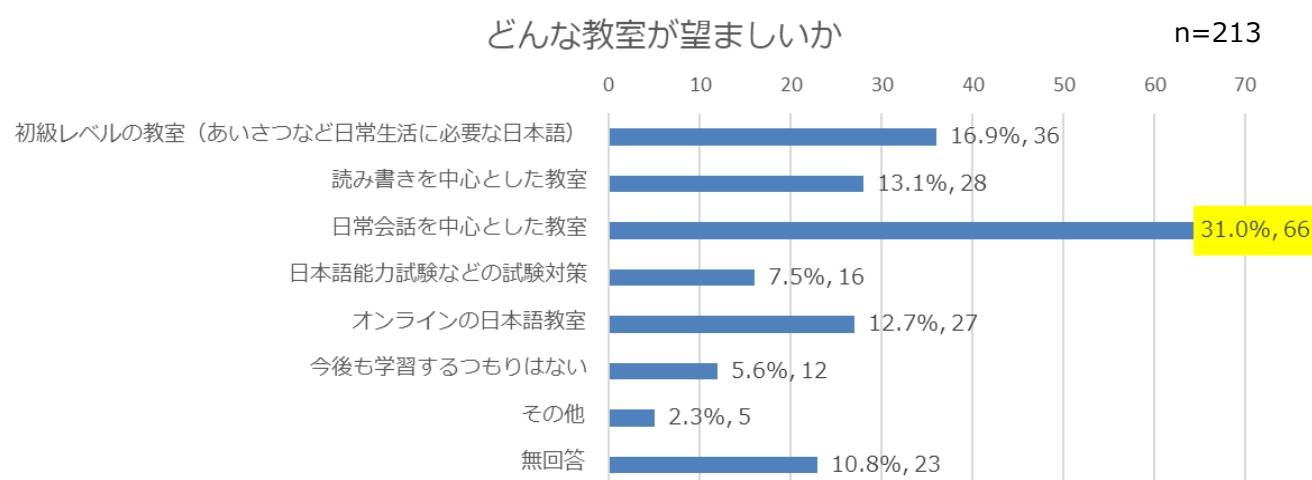
あてはまるものをすべて選んでください。



○特徴と課題

約7割の方が「避難場所の案内を外国人にもわかりやすくする」とことと回答しており、災害時の初動に対する不安がある事がうかがえる。このことから、避難所等へのピクトグラムの導入や各表示の多言語化、ハザードマップのデジタル化等が必要である。

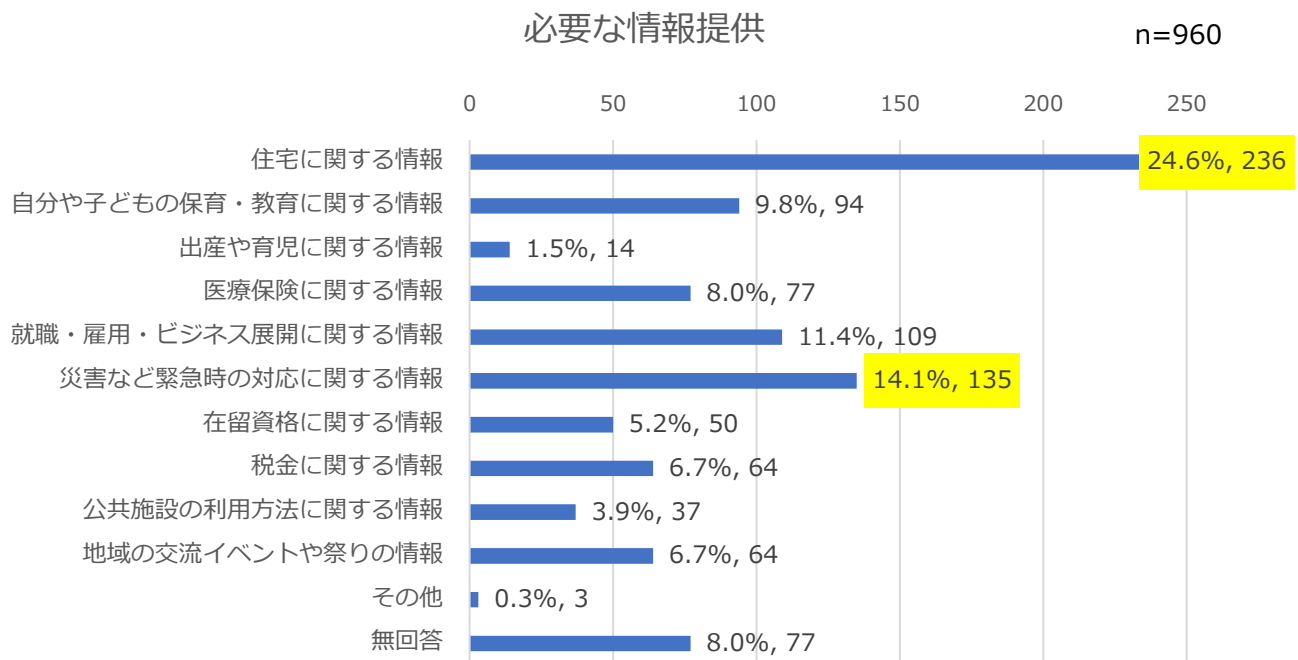
問 8. 「学習したくない」「機会があれば学習したい」と答えた人に聞きます。どのような日本語教室があれば学習したいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。



○特徴と課題

「日常会話を中心とした教室」の回答が一番多いことから、実用的なコミュニケーション能力を求めていることがわかる。また、「学習するつもりはない」と答えた方は少なく、多くの人が学習に対し前向きであることから、生活シーンを想定した会話重視のカリキュラムが必要である。

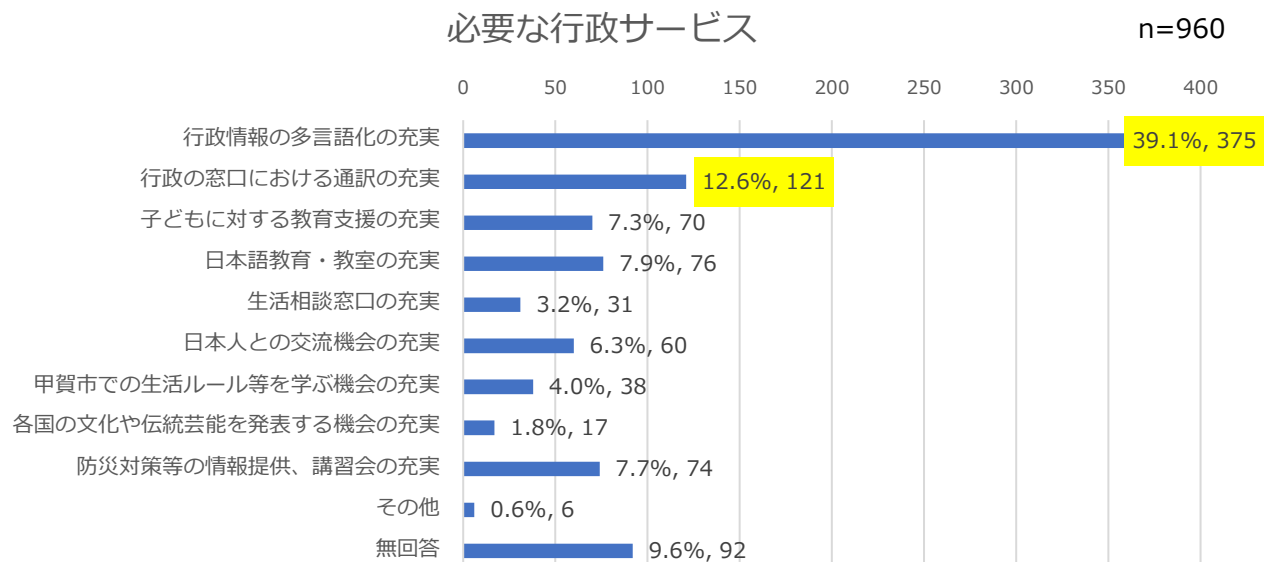
問 9. 市や多文化共生センターから、どのような情報提供を必要としていますか。あてはまるものをすべて選んでください。



○特徴と課題

生活の基盤となる住居の確保や災害時の情報など、生活の基盤や安全・安心への意識が高いことから、住宅支援の充実や防災など情報のアクセシビリティの向上を図る必要がある。

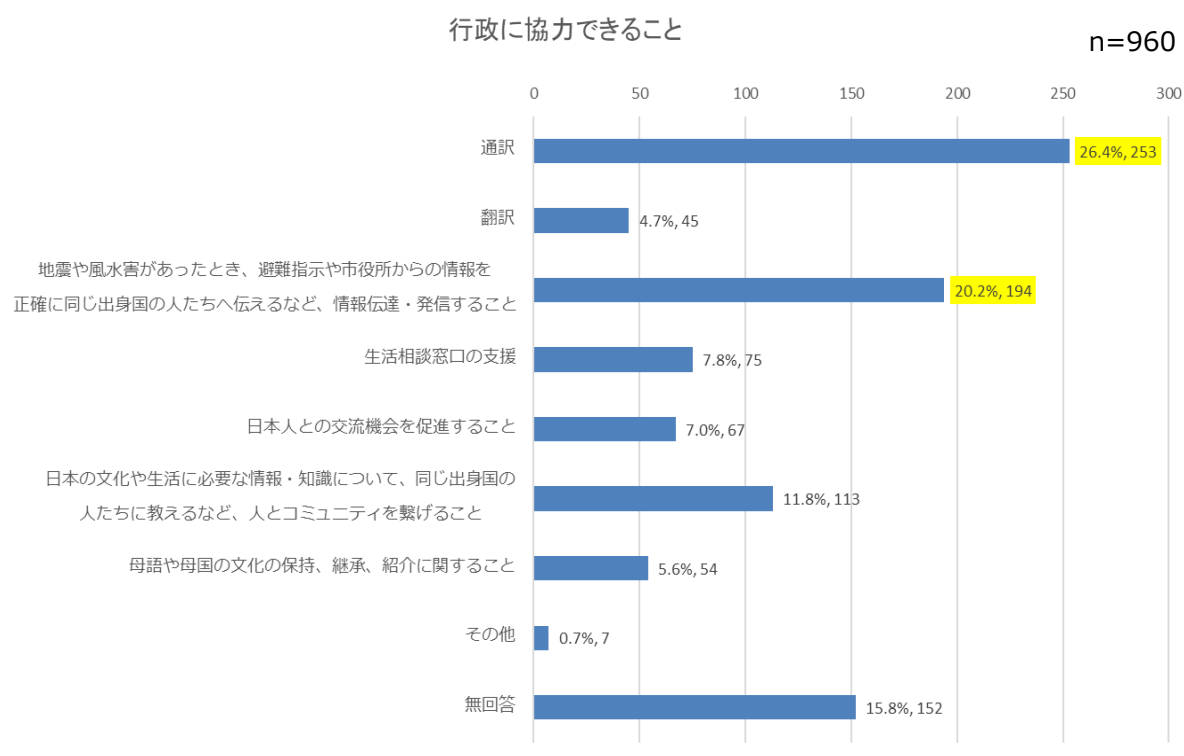
問 10. 行政にどのようなサービスを望みますか。あてはまるものすべてを選んでください。



○特徴と課題

最も回答が多いのは「情報の多言語化」と「窓口での通訳」であることから、外国人市民の半数以上が行政とのコミュニケーションに困難を感じていることがわかる。行政情報のデジタル多言語化やビデオ通訳の充実が必要である。

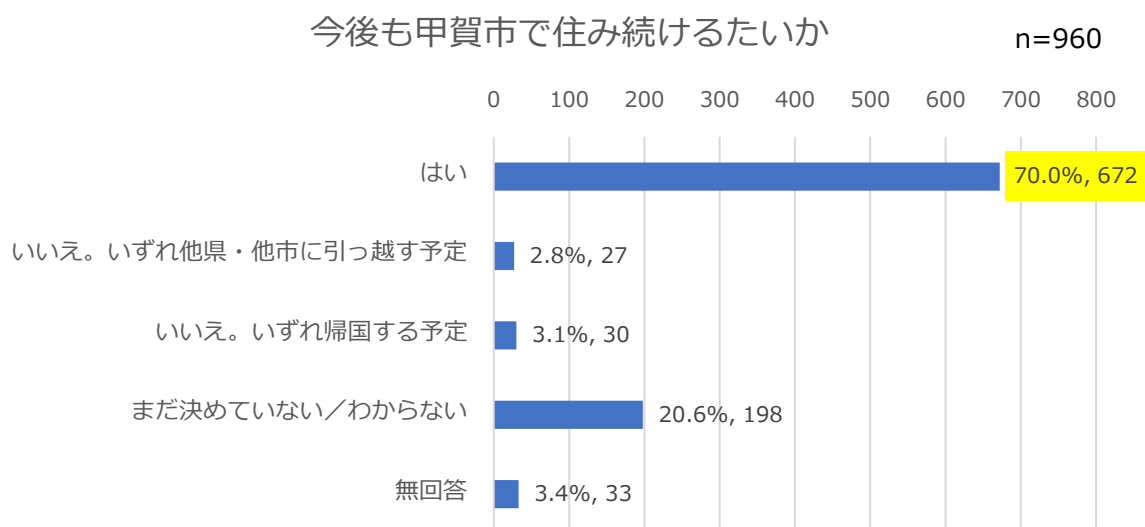
問 11. あなた自身が、同じ出身国の人たちへの支援者として行政に協力できるとしたら、どのようなことで協力できると思いますか。あてはまるものすべてを選んでください。



○特徴と課題

自分たちの言語能力を活かして、地域や同郷の人の役に立ちたいという意欲が高いことがわかることから、「コミュニティ通訳」の登録制度の構築と「外国人防災リーダー」の育成につなげる。

問 12. あなたは、今後も甲賀市で生活する予定ですか。あてはまるものを1つ選んでください。



○特徴と課題

「はい」と回答した方が7割であることから、高い定住志向をもっていることが分かります。今後も甲賀市に住み続ける市民として、地域の一員になって活躍できるよう日本語教育や地域活動への参加・参画の場づくりなどの施策が引き続き必要である。

4 甲賀市多文化共生推進委員会名簿（令和7年度）

	役職	氏 名	所属等
1	委員長	浜田 麻里	京都教育大学 教授
2	副委員長	奥山 章文	甲賀市工業会 人財対策委員会 会長
3	委員	神山 菊枚	国際交流協会
4	委員	菊田 津多江	社会福祉法人絆敬会ここのっす園 園長
5	委員	坂本 正太郎	甲賀市人権教育推進協議会 会長
6	委員	中島 園子	日本語初期指導教室 室長
7	委員	引田 幸男	甲賀市社会福祉協議会
8	委員	ファン ロック	外国人市民
9	委員	藤丸 昌弘	民生委員児童委員
10	委員	李川 剛隆	外国人材受入企業

（敬称略 委員は五十音順）

5 甲賀市多文化共生推進庁内チーム委員名簿（令和7年度）

	部	所属等
1	総合政策部	危機管理課
2		秘書広報課
3		地域市民センター地域振興課
4	総務部	人事課
5		税務課
6	市民環境部	市民課
7		保険年金課
8		生活環境課
9		人権推進課
10	健康福祉部	地域共生社会推進課
11		すこやか支援課
12		生活支援課
13	こども政策部	保育幼稚園課
14		家庭児童相談室
15	産業経済部	商工労政課
16	建設部	住宅建築課
17	教育委員会事務局	学校教育課
担当	総合政策部	市民活動推進課 多文化共生推進室

第2次甲賀市多文化共生推進計画

お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり

令和8年（2026年）8月

発行 甲賀市 総合政策部 市民活動推進課 多文化共生推進室

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町本丸 1-20 番地

TEL 0748-70-2551 FAX 0748-62-3338
